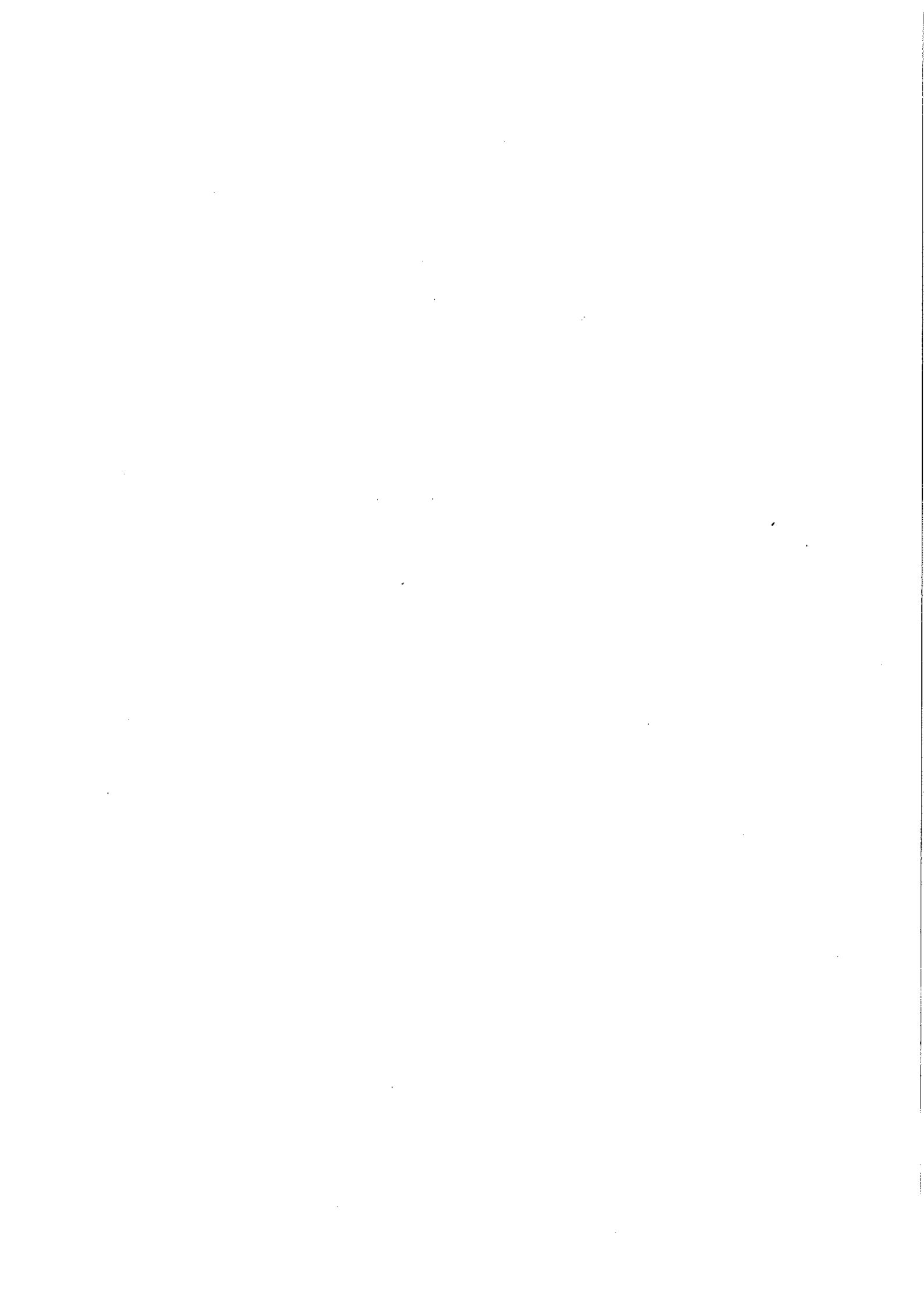


平成24年度 第4回 東海村村長記者会見資料

平成25年3月28日(木) 10:30-12:00

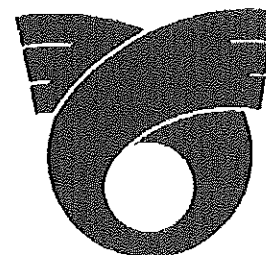
案件一覧

NO.	課名	案件名	ページ
1	財務課	平成25年度 東海村予算の概要	1-42
2	人事課	平成25年度 組織改変・人事異動内示・退職者（部課長以上）	43-46
3	原子力安全対策課	東海村地域防災計画(原子力災害対策計画編)改定に関する説明資料, 構成	47-66
4	介護福祉課	「知的障がい者チャレンジUP雇用」事業 1期生(平成23年度採用)の民間企業トライアル雇用決定 2期生(平成25年度採用予定)の雇用	67-69
5	総務課	平成25年第1回定例議会(3月)議案について	71-85
6	保健年金課 (保健センター)	甲状腺超音波検診の状況	87
7			
8			
9			



村民の叡智が生きるまちづくり

～今と未来を生きる全ての命あるもののために～



平成25年度 東海村予算の概要

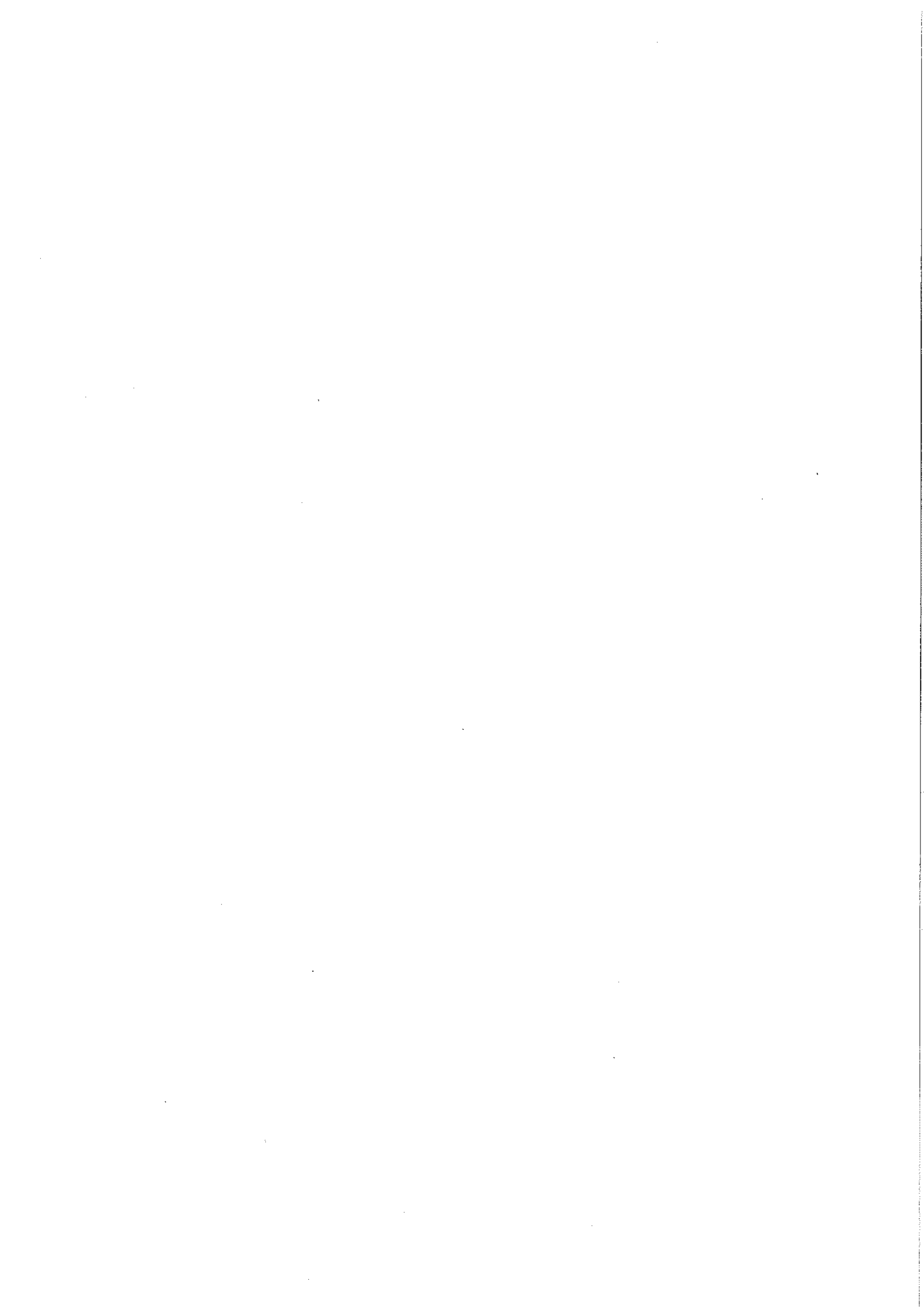
1. 平成25年度予算の概要	1
2. 平成25年度予算総括表	3
3. 平成25年度一般会計予算款項別表	4
4. グラフで見る平成25年度予算	6
5. 新規・重点事業の概要	11
6. 普通建設事業一覧	41

問合せ

東海村総務部財務課

TEL 029-282-1711 (内線)1383, 1384

E-mail zaisei@vill.tokai.ibaraki.jp



1. 平成25年度予算の概要

一般会計の予算規模は、176億2,300万円、前年度比較で10億6,500万円の増となっております。

歳入の主な項目を挙げますと、

村税	106億5,430万円	(対前年度比較で	2億6,625万円の増)
国庫支出金	25億287万円	(対前年度比較で	1億4,753万円の増)
県支出金	7億6,039万円	(対前年度比較で	3,474万円の増)
繰入金	19億5,177万円	(対前年度比較で	3億6,700万円の増)

歳出の主な項目を挙げますと、

総務費	23億9,528万円	(対前年度比較で	1億3,216万円の増)
民生費	45億109万円	(対前年度比較で	6,504万円の増)
衛生費	21億5,908万円	(対前年度比較で	1億6,157万円の増)
土木費	31億2,518万円	(対前年度比較で	14億8,660万円の増)
教育費	29億7,723万円	(対前年度比較で	8億6,196万円の減)
災害復旧費	1億3,100万円	(対前年度比較で	7,400万円の増)
公債費	8億2,509万円	(対前年度比較で	5,907万円の増)

となっております。

新規・重点事業を分野ごとに見ますと、

総務部門	「TOKAI原子力サイエスタウン構想推進事業」や「放射線量低減対策特別緊急事業」など9事業 (3億6,438万円)
保健福祉部門	「甲状腺超音波検診事業」や「村民活動支援センター(仮称)管理運営事業」など5事業 (5,065万円)
環境部門	「再生可能エネルギー導入促進事業」や「電気自動車導入事業」など3事業 (1億3,526万円)
農業商工部門	「新規就農者育成補助事業」や「店舗等外国語表記支援事業」など3事業 (1,488万円)
土木部門	「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」や「部原地区土地利用推進事業」など3事業 (11億4,827万円)
教育部門	「中丸小学校建設事業」や「東海中学校建設事業」など5事業 (7億8,563万円)

となっております。

投資的経費では

造成宅地滑動崩落緊急対策事業費	8億8,900万円
東海中学校建設事業費	6億1,482万円

道路新設改良舗装事業費	1億5,592万円
中丸小学校建設事業費	1億2,124万円
中央区画整理雨水排水路整備事業費	9,900万円

などを計上しております。

また、一般会計歳出予算を性質別に区分いたしますと、次のとおりであります。

義務的経費（人件費，扶助費，公債費）	63億6,346万円
物件費（需用費，委託料，賃金等）	33億2,938万円
投資的経費（普通建設事業費等）	25億9,697万円
補助費等（負担金，補助金等）	22億185万円
繰出金（特別会計繰出金等）	21億4,249万円
その他（投資及び出資金，維持補修費等）	9億8,885万円

次に、特別会計及び企業会計の予算規模につきましては、

国民健康保険事業会計	33億7,953万円
後期高齢者医療会計	3億57万円
介護保険事業会計（保険事業勘定）	22億2,656万円
（介護サービス事業勘定）	812万円
東海駅西土地地区画整理事業会計	9,476万円
東海駅東土地地区画整理事業会計	7,349万円
東海駅西第二土地地区画整理事業会計	1億2,188万円
東海中央土地地区画整理事業会計	5億1,918万円
公共下水道事業会計	15億1,905万円
那珂地方公平委員会特別会計	60万円
計	82億4,374万円

であり、特別会計全体の対前年度比較は、3億5,317万円の増であります。

企業会計につきましては、

水道事業会計	20億3,233万円
病院事業会計	20億4,017万円
計	40億7,250万円

であり、企業会計全体の対前年度比較は、4億8,497万円の増となっております。

一般会計に特別・企業会計を加えた東海村の総予算規模は299億3,924万円となり、一般会計から特別会計，企業会計への繰出金等27億6,785万円を差し引いた総実質予算規模は、271億7,139万円となります。

本村の財政状況ですが、23年度決算における財政指標を見ますと、経常収支比率は80.2%、実質公債費比率は2.5%となっており、各指標とも全国，県平均を下回り、比較的安定した財政状況で推移しております。今後の財政運営に当たっては、地方債の借入をできるだけ抑制しつつ、目的基金への積立てを積極的に行い、適正な予算配分と効率的な事業の推進に努めながら健全財政を保ってまいります。

2. 平成25年度予算総括表

(単位 千円)

会 計 名	平成25年度		平成24年度		比較増減額 (A) - (B)	増減率(%)
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比		
一 般 会 計	17,623,000	58.9	16,558,000	59.1	1,065,000	6.4
国民健康保険事業特別会計	3,379,530	11.3	2,967,625	10.6	411,905	13.9
後期高齢者医療特別会計	300,565	1.0	269,541	1.0	31,024	11.5
介護保険事業特別会計	2,226,561	7.5	2,264,684	8.1	△ 38,123	△ 1.7
	8,124	0.0	4,827	0.0	3,297	68.3
東海駅西土地区画整理事業特別会計	94,755	0.3	112,047	0.4	△ 17,292	△ 15.4
東海駅東土地区画整理事業特別会計	73,494	0.2	56,838	0.2	16,656	29.3
東海駅西第二土地区画整理事業特別会計	121,878	0.4	93,895	0.3	27,983	29.8
東海中央土地区画整理事業特別会計	519,185	1.7	651,793	2.3	△ 132,608	△ 20.3
公共下水道事業特別会計	1,519,052	5.1	1,469,320	5.2	49,732	3.4
那珂地方公平委員会特別会計	600	0.0	-	-	600	皆増
小 計	8,243,744	27.5	7,890,570	28.1	353,174	4.5
水道事業会計	2,032,331	6.8	1,951,237	7.0	81,094	4.2
病院事業会計	2,040,165	6.8	1,636,291	5.8	403,874	24.7
小 計	4,072,496	13.6	3,587,528	12.8	484,968	13.5
合 計	29,939,240	100.0	28,036,098	100.0	1,903,142	6.8
特別会計						
企業会計						

3. 平成25年度一般会計予算款項別表

【歳入】		(単位 千円)			
No.	款 項	H25年度 予算額	H24年度 予算額	比較増減額	増減率 (%)
1	01 村税	10,654,296	10,388,045	266,251	2.6
2	0101 村民税	2,605,730	2,461,201	144,529	5.9
3	0102 固定資産税	7,126,030	7,073,870	52,160	0.7
4	0103 軽自動車税	65,630	64,042	1,588	2.5
5	0104 村たばこ税	224,260	192,181	32,079	16.7
6	0105 入湯税	1	1	0	0.0
7	0106 都市計画税	632,645	596,750	35,895	6.0
8	02 地方譲与税	161,838	148,824	13,014	8.7
9	0201 自動車重量譲与税	99,901	85,500	14,401	16.8
10	0202 地方揮発油譲与税	38,841	36,324	2,517	6.9
11	0203 特別とん譲与税	23,096	27,000	△ 3,904	△ 14.5
12	03 利子割交付金	13,000	12,816	184	1.4
13	0301 利子割交付金	13,000	12,816	184	1.4
14	04 配当割交付金	9,097	9,802	△ 705	△ 7.2
15	0401 配当割交付金	9,097	9,802	△ 705	△ 7.2
16	05 株式等譲渡所得割交付金	3,221	2,176	1,045	48.0
17	5010 株式等譲渡所得割交付金	3,221	2,176	1,045	48.0
18	06 地方消費税交付金	357,319	374,488	△ 17,169	△ 4.6
19	0601 地方消費税交付金	357,319	374,488	△ 17,169	△ 4.6
20	07 自動車取得税交付金	26,429	24,500	1,929	7.9
21	0701 自動車取得税交付金	26,429	24,500	1,929	7.9
22	08 地方特例交付金	22,406	34,180	△ 11,774	△ 34.4
23	0801 地方特例交付金	22,406	34,180	△ 11,774	△ 34.4
24	09 地方交付税	466,563	1,800	464,763	25,820.2
25	0901 地方交付税	466,563	1,800	464,763	25,820.2
26	10 交通安全対策特別交付金	6,800	6,800	0	0.0
27	1001 交通安全対策特別交付金	6,800	6,800	0	0.0
28	11 分担金及び負担金	142,678	133,329	9,349	7.0
29	1101 負担金	142,678	133,329	9,349	7.0
30	12 使用料及び手数料	175,480	168,710	6,770	4.0
31	1201 使用料	107,559	97,413	10,146	10.4
32	1202 手数料	67,921	71,297	△ 3,376	△ 4.7
33	13 国庫支出金	2,502,873	2,355,343	147,530	6.3
34	1301 国庫負担金	805,580	852,008	△ 46,428	△ 5.4
35	1302 国庫補助金	419,271	117,399	301,872	257.1
36	1303 委託金	7,549	8,349	△ 800	△ 9.6
37	1304 交付金	1,270,473	1,377,587	△ 107,114	△ 7.8
38	14 県支出金	760,388	725,651	34,737	4.8
39	1401 県負担金	335,199	292,406	42,793	14.6
40	1402 県補助金	275,209	306,458	△ 31,249	△ 10.2
41	1403 委託金	78,769	55,141	23,628	42.9
42	1404 交付金	71,211	71,646	△ 435	△ 0.6
43	15 財産収入	7,048	13,168	△ 6,120	△ 46.5
44	1501 財産運用収入	6,948	6,118	830	13.6
45	1502 財産売却収入	100	7,050	△ 6,950	△ 98.6
46	16 寄附金	1	1	0	0.0
47	1601 寄附金	1	1	0	0.0
48	17 繰入金	1,951,774	1,584,776	366,998	23.2
49	1701 特別会計繰入金	3,002	2	3,000	150,000.0
50	1702 基金繰入金	1,948,772	1,584,774	363,998	23.0
51	18 繰越金	200,000	200,000	0	0.0
52	1801 繰越金	200,000	200,000	0	0.0
53	19 請収入	161,789	273,591	△ 111,802	△ 40.9
54	1901 延滞金、加算金及び過料	8,794	7,719	1,075	13.9
55	1902 村預金利子	100	100	0	0.0
56	1903 貸付金元利収入	33,051	32,727	324	1.0
57	1904 受託事業収入	5,392	5,392	0	0.0
58	1905 繰入	114,452	227,653	△ 113,201	△ 49.7
59	× 村債	0	100,000	△ 100,000	△ 100.0
60	× 村債	0	100,000	△ 100,000	△ 100.0
	合計	17,623,000	16,558,000	1,065,000	6.4

【歳出】

(単位 千円)

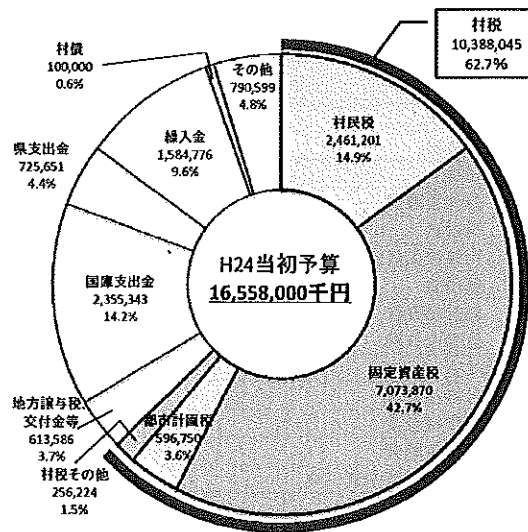
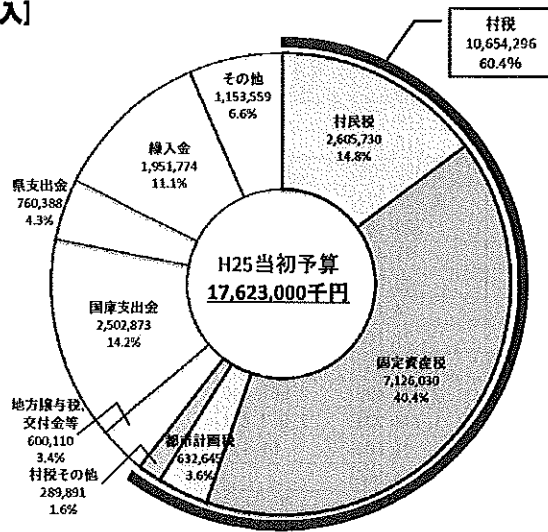
No.	款 項	H25年度 予算額	H24年度 予算額	比較増減額	増減率 (%)
1	01 議会費	215,767	213,651	2,116	1.0
2	0101 議会費	215,767	213,651	2,116	1.0
3	02 総務費	2,395,275	2,263,113	132,162	5.8
4	0201 総務管理費	2,020,275	1,842,143	178,132	9.7
5	0202 徴税費	229,761	304,146	△ 74,385	△ 24.5
6	0203 戸籍住民登録費	77,457	87,873	△ 10,416	△ 11.9
7	0204 選挙費	42,522	4,025	38,497	956.4
8	0205 統計調査費	4,100	1,860	2,240	120.4
9	0206 監査委員費	21,160	23,066	△ 1,906	△ 8.3
10	03 民生費	4,501,093	4,436,049	65,044	1.5
11	0301 社会福祉費	2,707,492	2,567,040	140,452	5.5
12	0302 児童福祉費	1,744,295	1,817,881	△ 73,586	△ 4.0
13	0303 災害救助費	44,800	51,126	△ 6,326	△ 12.4
14	0304 災害援護資金貸付金	4,506	2	4,504	225,200.0
15	04 衛生費	2,159,078	1,997,513	161,565	8.1
16	0401 保健衛生費	1,513,472	1,241,582	271,890	21.9
17	0402 清掃費	635,161	745,565	△ 110,404	△ 14.8
18	0403 病院費	10,445	10,366	79	0.8
19	05 農林水産業費	425,456	399,543	25,913	6.5
20	0501 農業費	425,456	399,543	25,913	6.5
21	06 商工費	125,174	122,276	2,898	2.4
22	0601 商工費	125,174	122,276	2,898	2.4
23	07 土木費	3,125,180	1,638,582	1,486,598	90.7
24	0701 土木管理費	71,821	66,820	5,001	7.5
25	0702 道路橋梁費	1,257,392	269,065	988,327	367.3
26	0703 都市計画費	1,780,037	1,301,197	478,840	36.8
27	0704 港湾費	15,930	1,500	14,430	962.0
28	08 消防費	597,571	558,820	38,751	6.9
29	0801 消防費	597,571	558,820	38,751	6.9
30	09 教育費	2,977,233	3,839,194	△ 861,961	△ 22.5
31	0901 教育総務費	844,286	980,871	△ 136,585	△ 13.9
32	0902 小学校費	438,487	1,700,188	△ 1,261,701	△ 74.2
33	0903 中学校費	770,659	268,205	502,454	187.3
34	0904 幼稚園費	359,409	341,748	17,661	5.2
35	0905 社会教育費	416,934	422,547	△ 5,613	△ 1.3
36	0906 保健体育費	147,458	125,635	21,823	17.4
37	10 災害復旧費	131,004	57,004	74,000	129.8
38	1001 農林水産施設災害復旧費	2	2	0	0.0
39	1002 公共土木施設災害復旧費	131,002	57,002	74,000	129.8
40	11 公債費	825,093	766,021	59,072	7.7
41	1101 公債費	825,093	766,021	59,072	7.7
42	12 諸支出金	105,076	226,234	△ 121,158	△ 53.6
43	1201 基金費	105,076	226,234	△ 121,158	△ 53.6
44	13 予備費	40,000	40,000	0	0.0
45	1301 予備費	40,000	40,000	0	0.0
	合 計	17,623,000	16,558,000	1,065,000	6.4

4. グラフで見る平成25年度予算

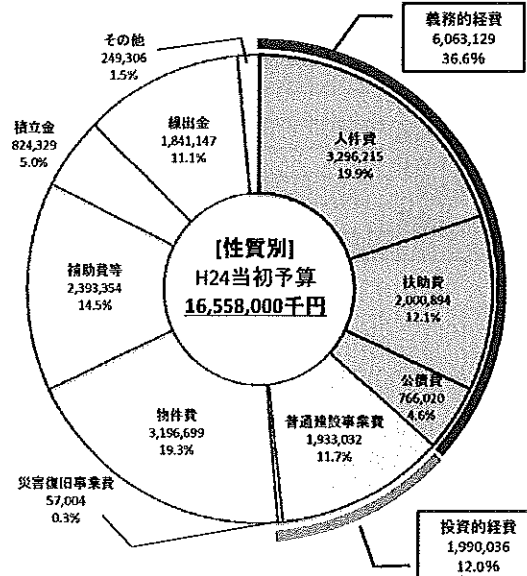
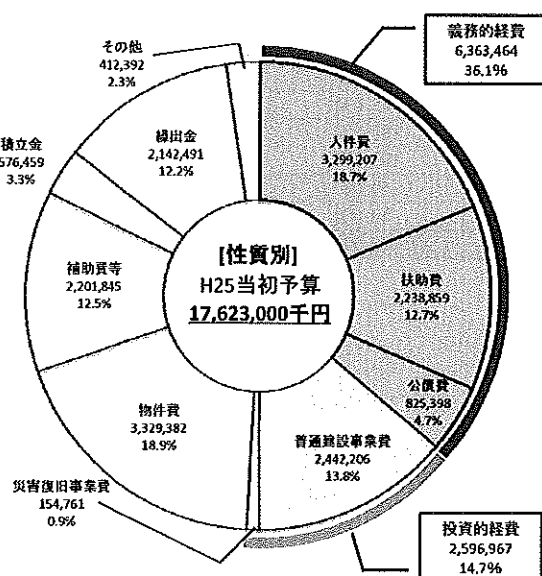
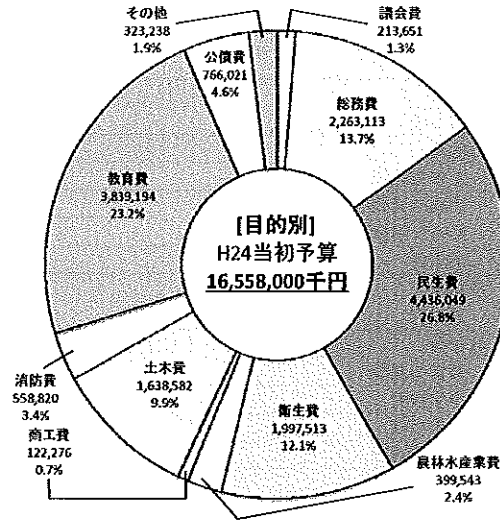
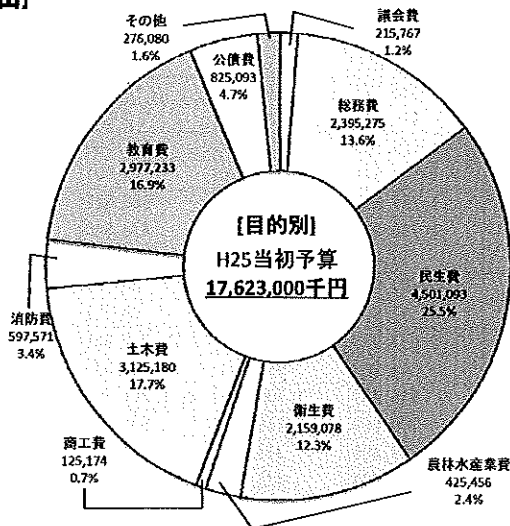
①一般会計歳入歳出構成比

単位:千円

[歳入]

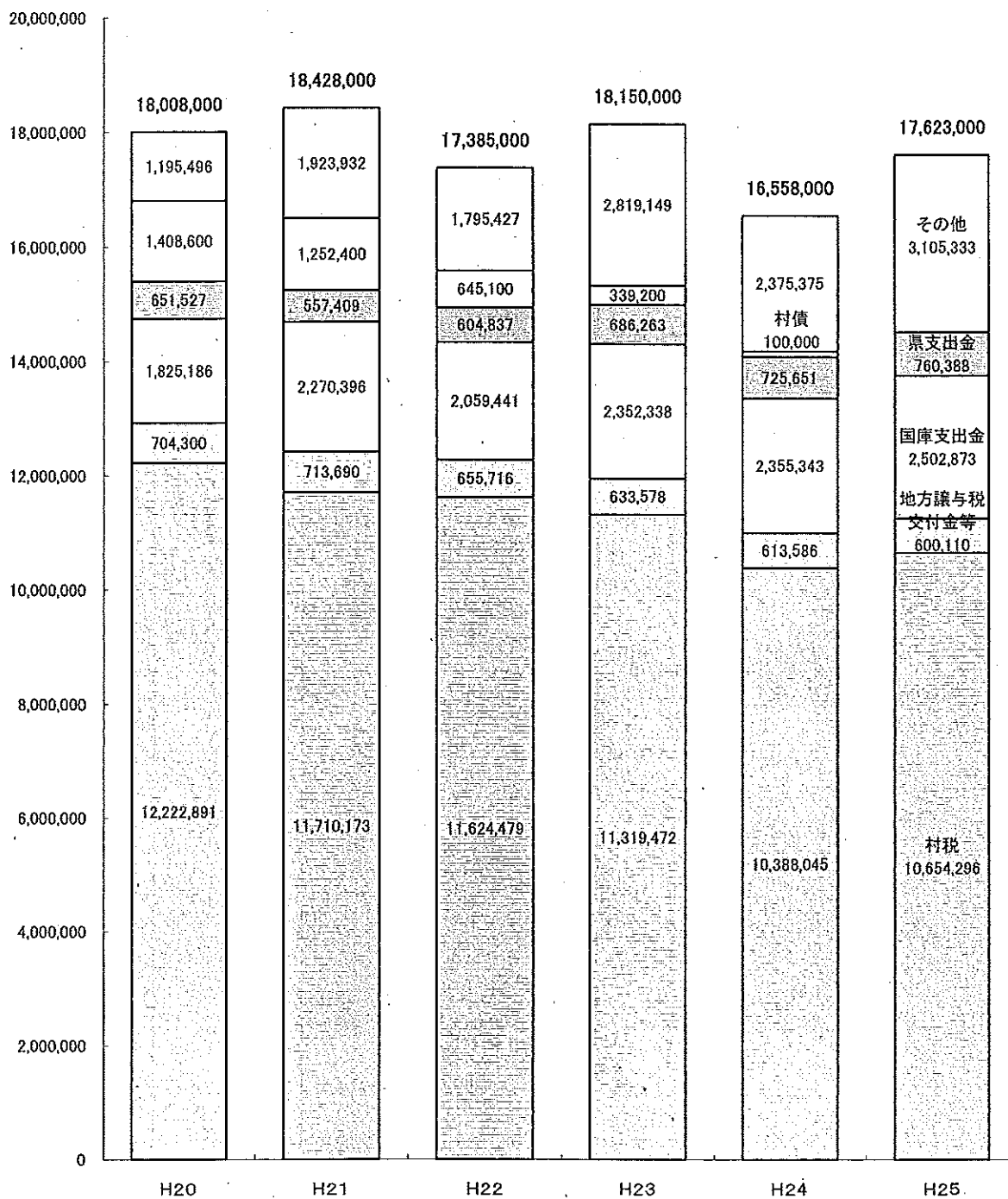


[歳出]



②一般会計歳入科目別内訳の推移

単位：千円



村税の内訳

・村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、入湯税、都市計画税

地方譲与税、交付金等の内訳

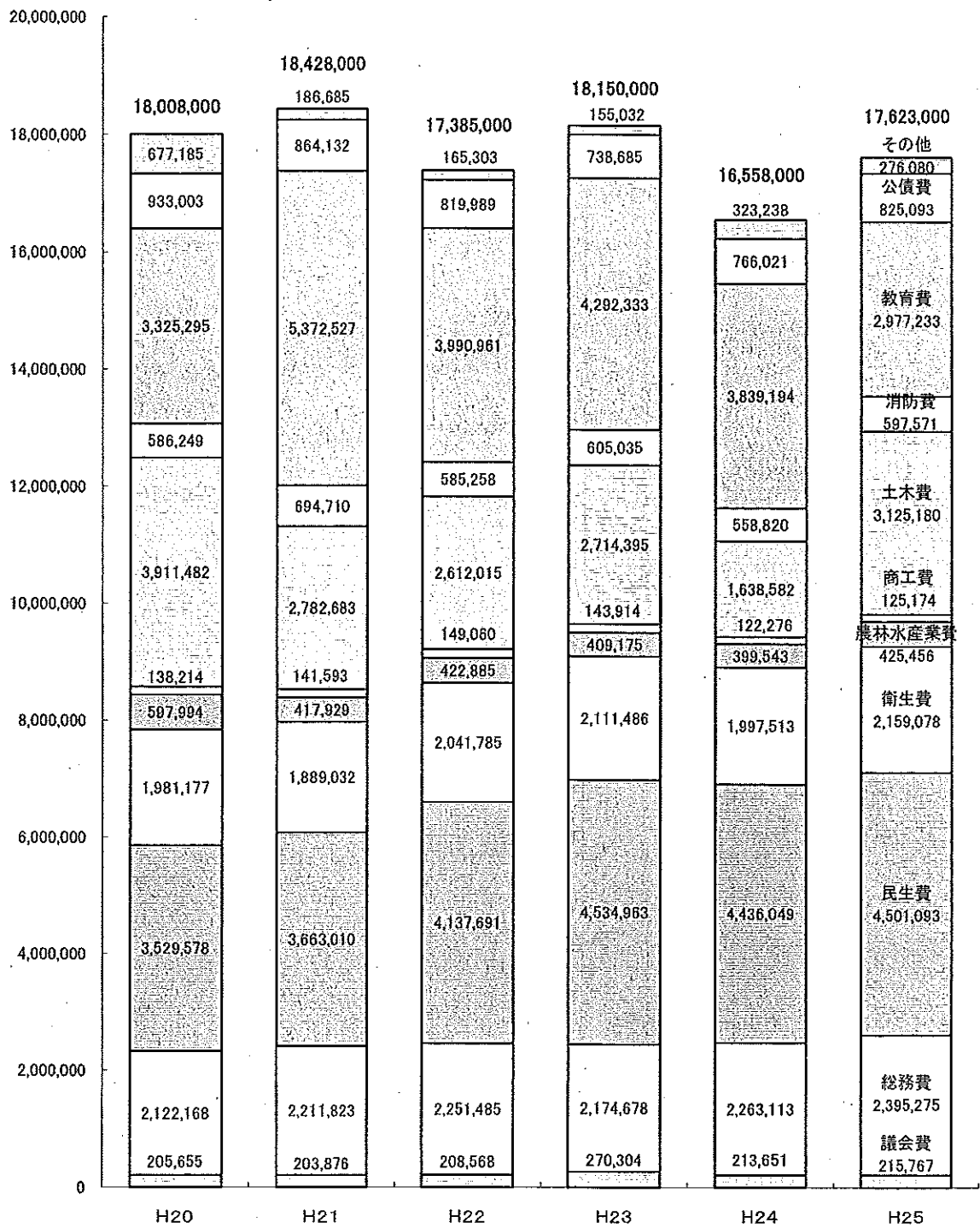
・地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

その他の内訳

・地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入

③一般会計歳出目的別内訳の推移

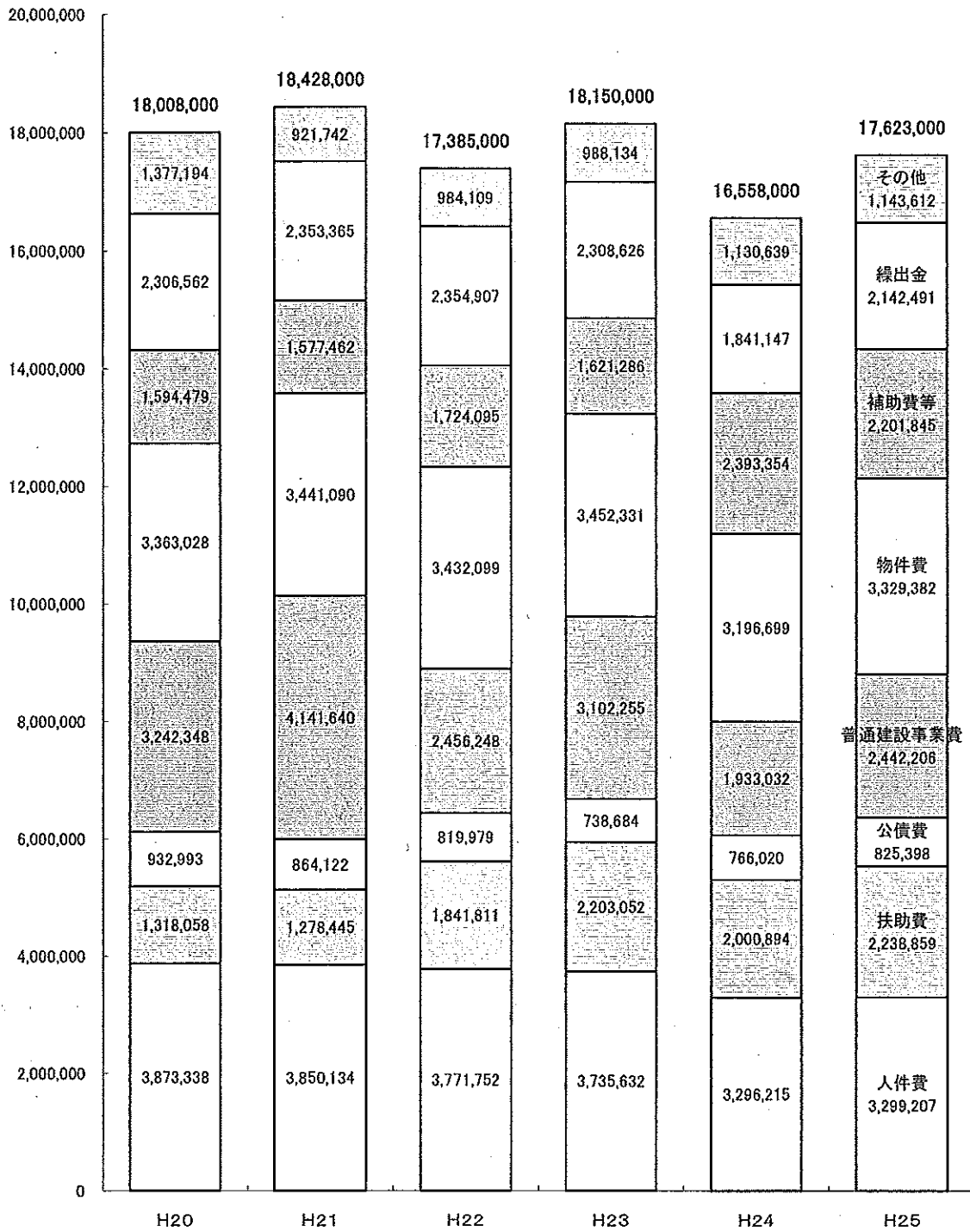
単位：千円



その他の内訳
 ・災害復旧費、諸支出金、予備費

④一般会計歳出性質別内訳の推移

単位：千円

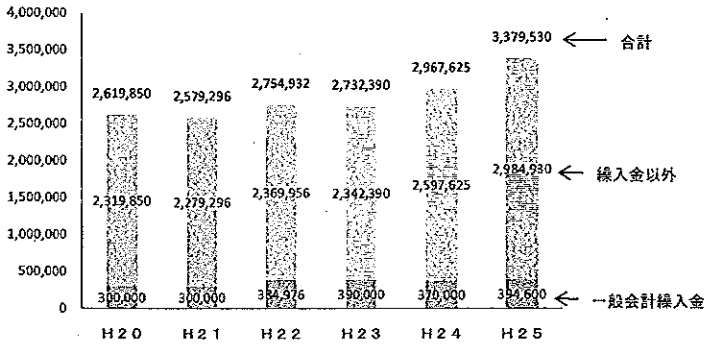


その他の内訳

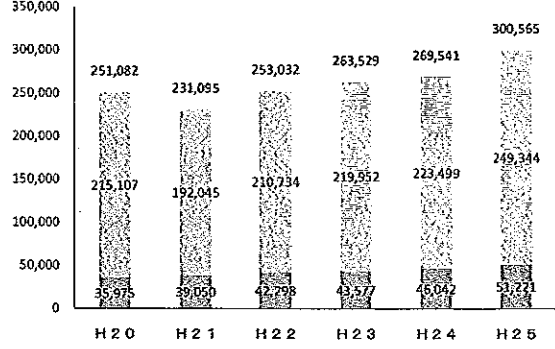
・維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、災害復旧費、予備費

⑤特別会計当初予算額の推移

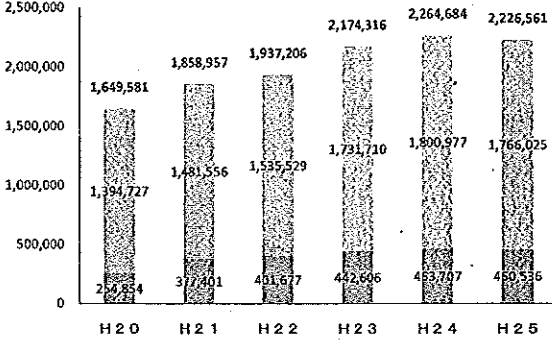
【国保会計】



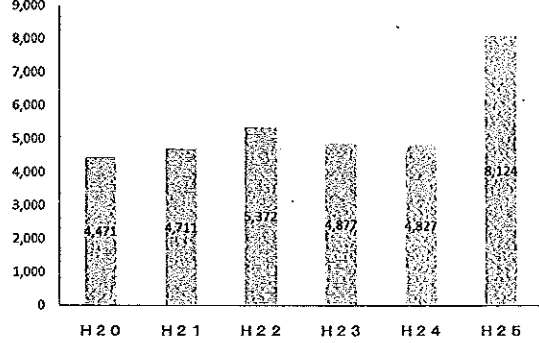
【後期会計】



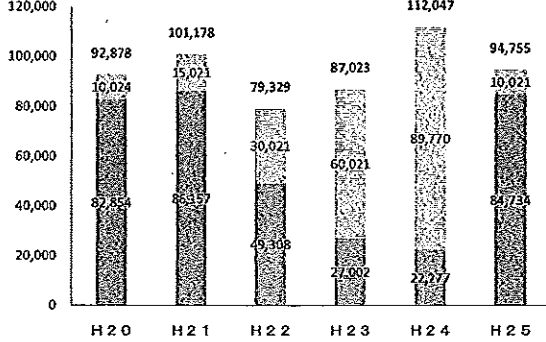
【介護会計(保険事業勘定)】



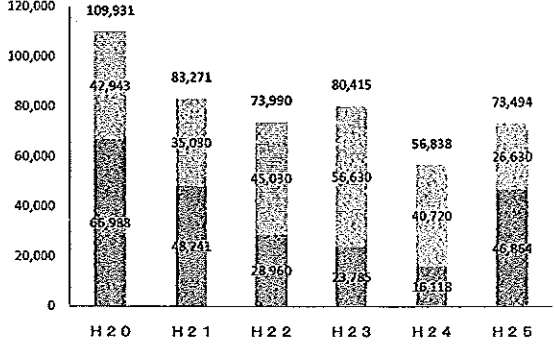
【介護会計(介護サービス事業勘定)】



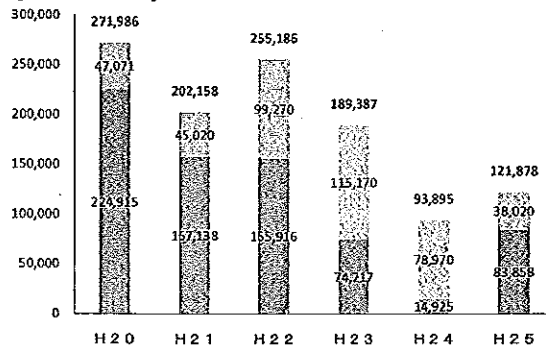
【駅西会計】



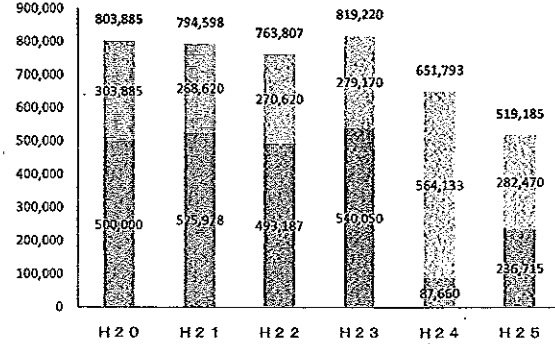
【駅東会計】



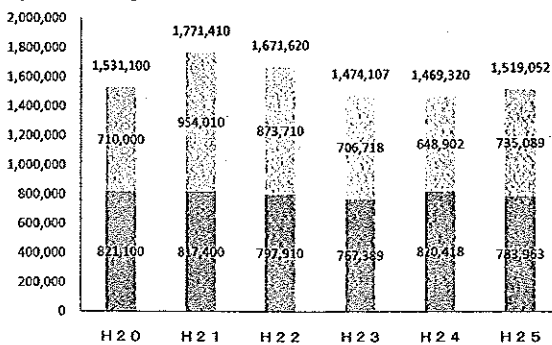
【駅西第二会計】



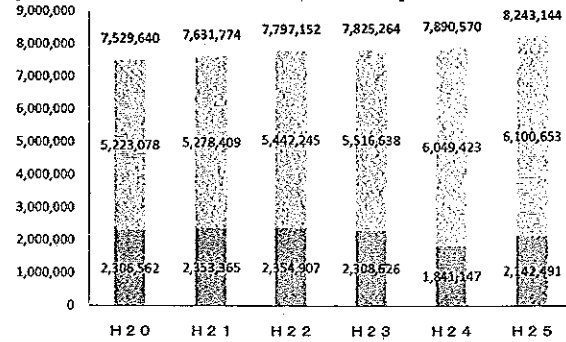
【中央会計】



【下水道会計】



【特別会計合計(H22までは老人会計含む)】



※那珂地方公平委員会特別会計は含んでおりません。

5. 新規・重点事業の概要

(単位：千円)

区分	款項目	事業	名称	予算額	所属課	ページ
	020102	04	在村外国人情報提供事業	2,550	まちづくり国際化推進課	12
	020102	05	国際センター補助事業	4,909	まちづくり国際化推進課	13
○	020102	09	姉妹都市盟約30周年記念補助事業	3,594	まちづくり国際化推進課	14
	020106	07	TOKAI原子力サイエンスタウン構想推進事業	14,940	まちづくり国際化推進課	15
	020113	02	防災訓練事業	697	消防防災課	17
●	020113	03	東日本大震災被災住宅地復興補助事業	29,551	都市政策課	18
●	020113	05	放射線量低減対策特別緊急事業	307,764	原子力安全対策課	19
○	020114	16	自治基本条例推進事業	80	自治推進課	20
○	020114	17	協働の指針策定事業	290	自治推進課	21
	030103	18	知的障がい者チャレンジUP雇用事業	9,345	介護福祉課	22
○	030108	02	村民活動支援センター(仮称)管理運営事業	14,034	社会福祉課	23
	030201	14	幼保一元化施設整備事業	467	社会福祉課	24
○	040101	14	不育症治療費助成事業	1,500	保健年金課	25
○	040103	19	電気自動車導入事業	34,232	環境政策課	26
●	040103	20	再生可能エネルギー導入促進事業	97,469	自治推進課	26
●	040105	02	甲状腺超音波検診事業	25,302	保健年金課	28
○	040202	11	ごみ処理基本計画策定事業	3,563	環境政策課	29
○	050104	11	認定農業者育成支援強化対策補助事業	5,000	地域農業支援室	30
	050104	12	新規就農者育成補助事業	9,420	地域農業支援室	31
○	060102	08	店舗等外国語表記支援事業	459	経済課	32
	070203	01	道路新設改良舗装事業(交差点標識等ローマ字併記整備)	175,417 (9,918)	まちづくり課	33
●	070203	02	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	927,001	まちづくり課	34
	070301	04	部原地区土地利用推進事業	45,854	都市政策課	35
	090103	03	外国語指導講師(NLT)運営事業	28,834	指導室	36
	090203	02	中丸小学校建設事業	124,077	学校教育課	37
	090303	01	東海中学校建設事業	631,810	学校教育課	38
○	090501	06	(仮称)文教施設再整備計画検討委員会運営事業	240	生涯学習課	39
	090507	05	読書推進事業	673	図書館	40

※1 区分欄に「○」がついている事業は、平成25年度に新たに予算を計上したものです。

※2 区分欄に「●」がついている事業は、平成24年度補正予算により開始した事業です。

※3 予算額のカッコ書きには既存事業のうち新規・重点事業に係る経費を記載しております。

在村外国人情報提供事業

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額:2,550千円】

●事業の目的・ねらい

本村には多くの原子力研究機関が立地し、これまでも多くの外国人研究者等が来村しています。平成20年度には大強度陽子加速器(J-PARC)が稼動したことにより、更に多くの外国人研究者等の来村が予想されます。

来村する外国人にとっても本村が住みやすいまちなになるよう外国人居住者等に対する情報提供などを目的とします。

外国人に対する情報提供をすることにより、在住・来村外国人も安心して生活することができる環境づくりを目指します。

●事業の概要

- ・在住・来村外国人のためのハンドブックの作成
- ※長期(概ね3ヶ月以上)滞在来訪者向け
- ・(必要に応じて)村通知文の翻訳
- ・英語による屋外放送の実施

●事業の内容

- ・東海村在村外国人のための「ハンドブック」の作成

配付対象：概ね3ヶ月以上の長期滞在外国人

内容：東海村の概要、行政手続き(国民健康保険、幼稚園・保育所、税金等)及び快適に暮らすための情報(金融機関、スポーツ施設、季節の行事等)等

言語：3ヶ国語(英語、中国語、韓国語)

成果物：英語版冊子(500部)

※住民課窓口、事業所及び姉妹都市交流会館に配付
英語、中国語、韓国語→村公式HPにて掲載

●村通知文の翻訳

翻訳対象：外国人への周知が必要となる各課作成のパンフ及びポスター等

作業の流れ：各課からパンフレット等の翻訳依頼を受け、当課から東海村国際センターへ委託し、翻訳する

●英語による屋外放送

放送内容：外国人への周知が必要となる各課からのお知らせ

作業の流れ：各課からの依頼を受け放送内容を英訳のうえ吹込みを行う

国際センター補助事業

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額：4,909千円】

●事業の目的・ねらい

国際センター（平成20年6月発足）の事業を通じて村民を主体とした幅広い分野における国際交流活動を推進するとともに、国際親善姉妹都市との友好を深め、村民の国際意識及び相互理解の高揚を図り、併せて多文化を尊重しながら共生する社会の実現に貢献します。

●事業の概要

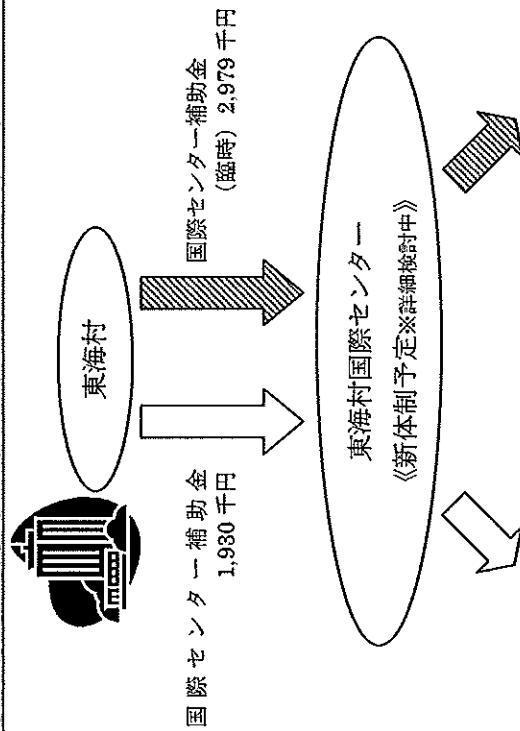
国際センターを主体とした国際交流活動（事業）の活性化及び在住・来村外国人の生活支援などを図ることを目的に、国際センターを組織改編し、平成25年度より新体制にてスタートすることとなります。

村としては、同センターの活動を支援（補助）するとともに共同で実施します。

- ・WEB上で生活情報を発信
- ・村と共同で生活支援窓口を開設
- ・在住・来村外国人のための「生活情報誌」、「生活情報マップ」の作成

※情報誌は長期（概ね3ヶ月以上）滞在者向け、マップは短期滞在来訪者向け

●事業のイメージ(事業スキーム、フローチャート、スケジュール等)

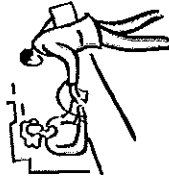


【従来の事業】

国際交流事業、姉妹都市
交流事業、PR事業、
筆耕翻訳

【外国人生活支援業務】

村内在住外国人のための英
語による生活の
困りごと相談及
び村内ガイド等



【生活情報誌の作成】

- ・村内の衣食住に関する
店舗及び観光スポット
等の情報
- ・長期滞在者向け

【生活情報マップの作成】

- ・上記「生活情報誌」の内容の抜粋
- ・短期滞在者及び来訪外国人



姉妹都市盟約30周年記念事業

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額:3,594千円】

●事業の目的・ねらい

本村は、アメリカ合衆国アイダホフオールドボーズ市と昭和56年に国際親善姉妹都市の盟約を結び、盟約締結30周年目にあたる平成23年に、本村で記念式典などを実施する予定でした。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災を受けた本村を気遣い、アイダホフオールドボーズ市から来日の延期について申出があり、当該事業は中止となりました。

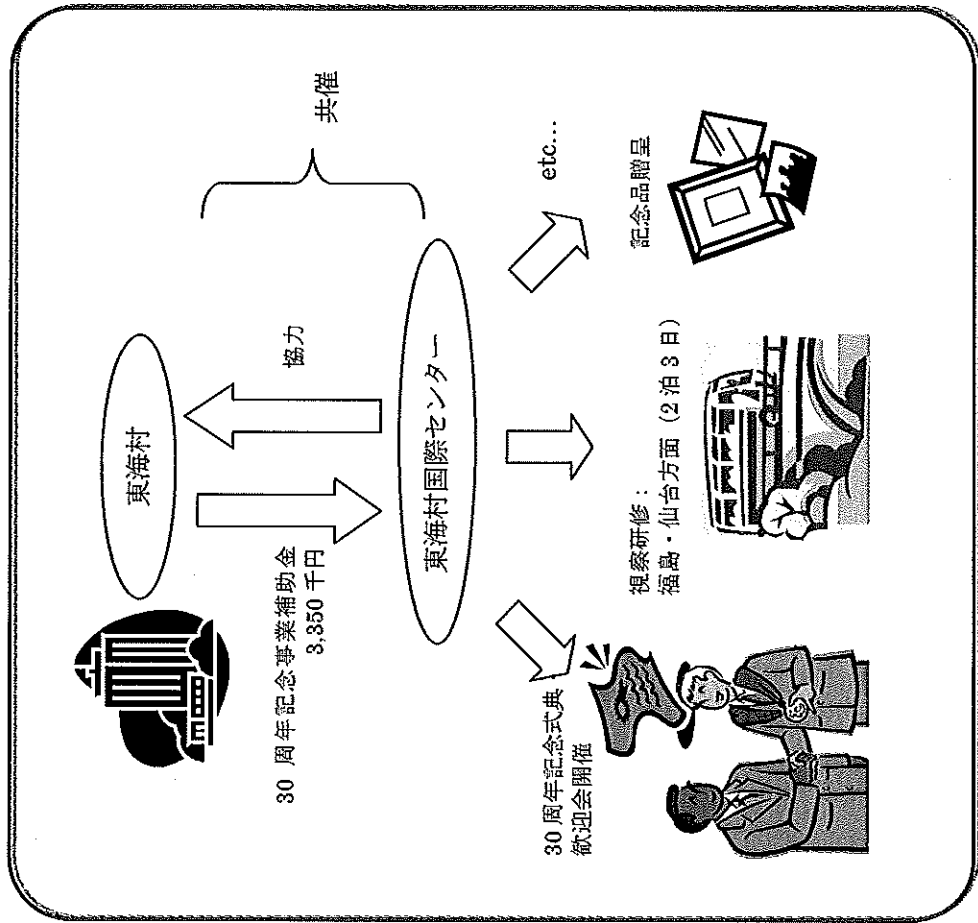
2年越しとなりますが、今年度のアイダホフオールドボーズ市一般訪問団の来日(H25.4.18~26)に合わせ、30周年記念事業(式典・視察など)を行い、来日される方々と村民の方々の友好を深めるとともに、姉妹都市であるアイダホフオールドボーズ市について広くPRします。

●事業の概要

国際センターの協力のもと、来日するアイダホフオールドボーズ市一般訪問団を歓迎し、盟約締結30周年を記念した記念式典・交流事業を行います。

また、この機会を好機と捉え国際親善姉妹都市をPRするとともに、多くの村民の方が国際交流活動に積極的に参加していただけるようPRし、友好を深める機会を提供します。

●事業の内容



TOKAI原子力サイエンスタウン構想推進事業

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額：14,940千円】

事業の目的・ねらい

村では、当地域において目指すべき原子力の将来像と、その原子力と地域社会が調和したまちづくりの将来像を、「原子力とまちづくりの総合的な将来ビジョン」として併せて描くこととし、平成22年6月以降、「東海村を原子力センターにする懇談会」及び「東海村と原子力の未来を考える有識者会議」を設置し、合計12回の会議を開催するなど議論を重ねてきました。そして、平成24年12月に、「東海村と原子力の将来像～“TOKAI原子力サイエンスタウン構想”～」を決定・公表しました。

「TOKAI原子力サイエンスタウン構想」は、東海村と原子力に関する特徴や原子力を巡る状況、期待と役割を踏まえ、“東海村らしさ”を活かした原子力に関するサイエンスと人づくり等の拠点として世界に貢献する『21世紀型の新たな“COE(Center Of Excellence)”』となることを目指すとともに、併せて、このような原子力と地域社会が調和したまちづくりを推進するものです。

本事業の実施により、「TOKAI原子力サイエンスタウン構想の実現に向け先導的役割を果たす」とともに、「高度科学研究文化都市構想をより一層発展させ、TOKAI原子力サイエンスタウン構想の実現に向けた環境整備を進める」ことを目的とします。

事業の概要

【構想の率先牽引「役・コーディネーター」としての役割を果たす】

■ **構想の推進組織の設置・運営…計 685 千円**

：構想推進会議(新設)、国際化推進専門委員会(新設)など

■ **国内の研究拠点地域や関係機関との意見交換…計 3,091 千円**

：国内の研究拠点地域の調査、意見交換の実施など

【東海村の原子力が目指す方向性と調和する国際的かつオープンなまちづくり】

■ **在住・来村外国人等への支援体制の充実…計 3,543 千円**

：在住・来村外国人等の相談窓口のワンストップサービスの推進など

■ **最先端の科学技術や外国の文化を知る・学ぶ機会の提供**

…計 3,300 千円

：世界的な研究者・科学者による講演、サイエンスツアーの実施など

【原子力に関する社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくり】

■ **社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくり…計 4,321 千円**

：社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくり推進業務委託、「東海村と原子力の未来を考えるフォーラム 2013(仮称)」開催など

■“TOKAI原子力サイエンスタウン構想”の理念・視点

〔原子力に関するサイエンスと人づくり等の拠点として世界に貢献する「21世紀型の新たな“COE(Center Of Excellence)”」となることを目指し、併せて、このような原子力と地域社会とが調和したまちづくりを推進〕

東海村の特徴(東海村らしさ)

- 我が国の原子力を半世紀にわたって先導(パイオニア)し、原子力利用の重さも体感(=大事故を経験)
- 原子力の研究開発を総合的に実施できる高度な人材と施設・設備が集積(世界的にも稀有)
- 多くの科学者・技術者がこの地域に終の棲家を得ており、地域社会と原子力が融合し文化が創造されつつある

第1ステージ

20世紀型



第2ステージ

21世紀型

- 右肩上がりの経済
- これに呼応した原子力エネルギー利用の拡大
(原子力の研究開発や原子力発電の開始から、核燃料サイクルの事業化まで)
- 東海村は、国主導の下での「原子力センター」

社会的背景の変化

- 地域主権
- 経済至上主義からの脱却(真に豊かで持続可能な社会)
- 福島原発事故、これを受けた国の「脱原発依存」の基本方針

期待と役割

- 原子力に関するサイエンスと人づくり等の分野で世界に貢献
- 地域社会と世界の安全・安心のため出来ることは何か

- 地域社会が主体となって提言・行動する原子力とまちづくり
⇒ 総合的な将来ビジョンを策定し、原子力と地域社会の新しい共存関係や、地域社会と国との新たな友好関係を構築して、各種取組を推進
- 「文化的な価値」や「社会的な価値」の重視 ⇒ 即効的な経済効果は求めない
- 2つのキーワード
- “東海村らしさ”を活かす
- 国際化・オープン化

■TOKAI原子力サイエンスタウンが目指す方向性【優先順位はなく同等】

最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究とその産業・医療利用

- J-PARCや研究炉(ニュートリノ研究や量子ビーム利用)、BNCT(ホウ素中性子捕捉療法)
- 原子力に関する最先端総合科学とその産業・医療利用の拠点づくり(下記の「国際的かつオープンなまちづくり」と特に調和)

社会科学・政策科学の知を集約し研究・提言

- 基本なリスクを持つ原子力が純粋に科学的にコントロールされず、所謂「原子力安全神話」や「原子力ムラ」が生まれた背景の考察
- リスクを知り、リスクを議論し、リスクに関し政策提言することができる場
- 利害関係を離れた自由な議論の場、様々な価値観や考え方について率直かつ柔軟に議論できる場

原子力の安全などの課題の解決の先導

- 福島原発事故の事故収束・処理や環境修復への貢献(「常磐・浜通り地域」として繋いで一体的に捉え連携・協力、地域社会(行政)との間での連携も交えた総合的な取組を検討)
- 安全性向上への取組(原子力規制委支援等)
- 廃炉・廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分などの試験研究や実証
- 核不拡散・核セキュリティに貢献する取組

国際的に活躍できる原子力人材の育成

- IAEA等との協力による、アジアをはじめとした国際的な人材育成ネットワークのハブ
- 世界も含めた次世代の優秀な研究者及び技術者の育成を目指した教育プログラムの充実
- 国や地方自治体の安全・防災担当職員育成
- 原子力に対する深い思考力・洞察力や謙虚さを有する人材育成、安全文化の醸成など

注)東海第二発電所の再稼働の是非に関わる喫緊の課題は、本構想に基づく取組とは別に、今後、村民を交えて検討

上記の方向性と調和する国際的かつオープンなまちづくり

研究・生活・滞在環境の整備、科学・文化・地域交流の推進などを推進し「多文化共生社会」を形成

防災訓練事業

消防防災課
防災防犯・交通安全担当

【予算額:697千円】

●事業の目的・ねらい

《目的》

①職員一人ひとりが地域防災計画を熟知することで、災害応急活動や被災者支援活動に関する技能を高め、防災関係機関相互の連絡体制を確立するとともに、実践的能力をかん養し、行政としての災害応急対策の迅速・的確化を図ります。

②住民や事業者が訓練に参加することで、広く防災思想の普及・啓発を図ります。

③訓練の結果を検証し、必要に応じて地域防災計画を改定し、実効性を確保します。

《ねらい》

- ・住民・事業者・行政が訓練の実施と評価を通じて防災体制を確立します。
- ・「自助・共助・公助」の防災意識の醸成と知識の普及を図ることで、住民の生命・身体・財産の保護を図ります。

●事業の概要

《概要》

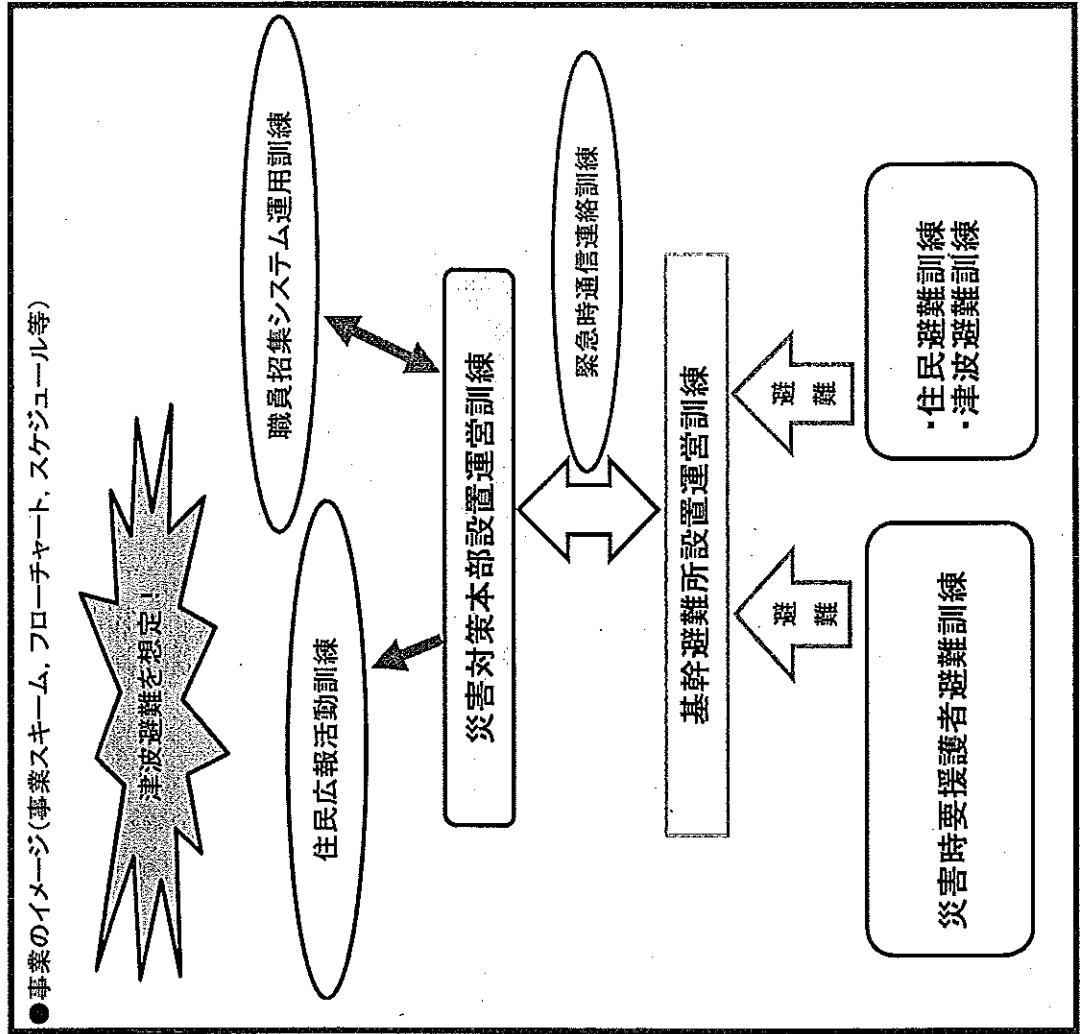
地域防災計画の改定を受け、地震災害などを想定し、災害対策本部や関係機関及び地域の防災力の検証を目的に実働・図上の訓練を実施します。

庁内関係各課や広域消防本部・自治会・自主防災組織とともに以下の防災訓練を実施します。

実施にあたっては、参加者に応じて単独訓練・複数同時訓練を行います。

《防災訓練に係る主要訓練項目》

- ・緊急時通信連絡訓練
- ・災害対策本部設置運営訓練
- ・住民広報活動訓練
- ・住民避難訓練
- ・津波避難訓練
- ・基幹避難所設置運営訓練
- ・災害時要援護者避難訓練
- ・職員招集システム運用訓練



東日本大震災被災住宅地復興補助事業

【予算額: 29,551千円】

建設水道部都市政策課
建築担当(内線1247)

事業の目的・ねらい

東日本大震災により宅地の一部が被災し、復旧工事を行う所有者等に対して、復旧に要する経費の一部を補助し、生活再建を支援することを目的としています。

事業の概要

- 申請期間 ・平成25年2月1日から平成29年3月31日まで
- 補助金額 ・300万円を限度
・被災宅地の復旧に要する費用(消費税含む)の1/2の額
・一つの宅地につき、1回限りの申請
- 補助対象者
・被災した宅地の所有者または所有者から承諾を得ている親族や占有者、管理者で20万円以上の宅地復旧工事を行った方
・固定資産税を滞納していない方
- 補助対象工事
・土留めの除去及び設置工事(コンクリートで作った土留め等)
・土地の整備(建設機械で宅地を平らにする工事等)
・地下水の排水工事
・地盤改良工事
・液状化対策工事
・住宅の建物の沈下の修正(ジャッキアップ工事、杭打ち工事等)
・その他、被災した宅地の安全性の回復のために必要な宅地に係る工事

事業のイメージ

■補助金申請から交付までの流れ

補助金申請から交付までの流れ

①復旧工事が完了してから申請してください。
※業者から領収書と工事写真等をもらってください。

②申請書と添付書類等を持参してください。
窓口

④交付決定の通知
東部 水防課

③書類審査、各種所有状況審査を行います。
※書類審査、各種所有状況審査

⑤指定の口座に振り込みます。
○銀行

⑥申請書及び添付書類等
・申請書
・内訳書
・図面
・復旧工事前及び工事後の写真
・所有者の承認書
・領収書
・通帳等
・印鑑
※申請書、領収書、通帳等の名称が同一人であること。

○補助対象外工事
・コンクリートブロック等または大谷石等で造られた跡の工事等
・既設な復旧工事(短期間で崩壊してしまっ恐れのある工事)
・建築物の工事
・専門業者の施工によらず、自らが施工した工事
・東日本大震災以外を原因とする工事
・分棟マンションの共用部分に係る宅地の工事
・居住の用に供されていない部分が過半を占める建物に係る工事
・権利を目的とする買収または借入れに係る宅地の工事
・震災の発生時以降に土地を所有した者が行った工事

放射線量低減対策特別緊急事業

【予算額:307,764千円】

原子力安全対策課
原子力安全対策担当

●事業の目的・ねらい

▼目的

東海村除染実施計画にもとづく当該事業により、効果的な除染の実施、除染効果の検証を行い、福島第一原子力発電所の事故前の状態に近づけ、村民の不安を解消することを目的とします。

▼目標数値

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針に従い、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

●事業の概要

【除染方法】

放射性物質が付着した草・落葉・堆積物の除去、表土(地表から5cm)の削り取り、構造物・遊具等の拭き取り・洗浄など、除染廃棄物の発生を抑制しながら除染作業を行っていく予定です。除染廃棄物については、施設内に保管・管理します。

【除染開始時期】

平成25年6月末頃から(環境省の補助決定後)

●事業のイメージ(事業スキーム、フローチャート、スケジュール等)

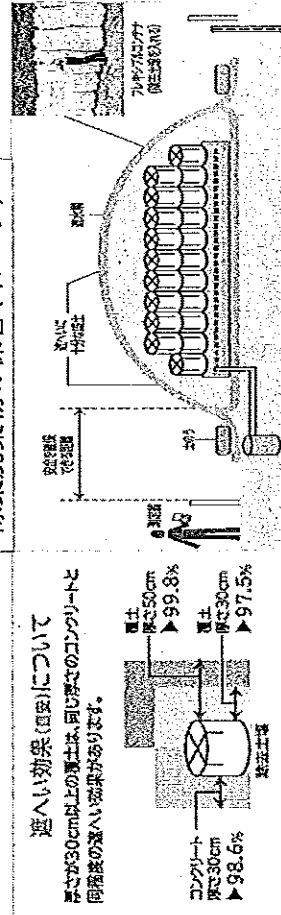
平成24年9月末までに東海村除染実施計画で対象区域とした7公園において、各公園を10mごとに区分し詳細な空間放射線量の測定を行いました。

測定の結果にもとづき、空間線量率マップを作成し、施設平均で0.23μSv/h以上の5公園において、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、適切な除染方法を選択し除染作業を行っていく予定です。

なお、平均空間線量率が0.23μSv/h未満の阿漕ヶ浦公園と平原東部第1児童公園については、0.23μSv/hを超えた部分の除染作業を平成25年2月から先行して実施しています。

施設名称	空間線量率の範囲 (μSv/h)	平均空間線量率 (μSv/h)
石神城址公園	0.12 ~ 0.84	0.25
白方公園	0.13 ~ 0.84	0.25
白方第2公園	0.13 ~ 0.74	0.23
豊岡なぎさの森	0.13 ~ 1.94	0.46
阿漕ヶ浦公園	0.09 ~ 0.43	0.18
平原東部第1児童公園	0.11 ~ 0.24	0.17
真崎古墳群公園	0.13 ~ 1.35	0.41

除染廃棄物の保管(イメージ)



自治基本条例推進事業 【予算額:80千円】

自治推進課
自治推進担当

事業の目的

【目的】

平成24年10月1日から施行された「東海村自治基本条例」の実効性を確保し、積極的な推進を図ります。

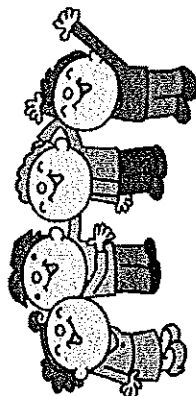
事業概要

条例第31条に基づき、自治基本条例推進委員会を設置し、条例の実効性を確保します。条例の進行管理や啓発、見直しなど重要な事項について審議します。

- ◇推進委員会10名(予定:元自治基本条例策定委員2名,自治会関係者2名,福祉・教育関係者2名,弁護士1名,公募委員3名)
- ◇アドバイザー1名(予定:茨城大学教授)

事業の流れ

- ①自治基本条例の運用・啓発・見直しに関する情報収集
- ②自治基本条例の施行による自治の推進に関する情報収集
- ③アドバイザーとの打ち合わせ
- ④推進委員会の開催



「東海村自治基本条例」の特色

- ◇「地域自治」の確立に向け、一層の推進に取り組むことを明記しています。
- ◇住民は積極的に自治会に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮することができる。また、村は自治会活動に対し必要な支援を行うことを明記しています。

協働の指針策定事業 【予算額:290千円】

自治推進課
自治推進担当

事業の目的・効果

【目的】

東海村自治基本条例及び第5次総合計画の推進において、村民と行政との協働を積極的に推進するため、協働に係る考え方や協働を実施する上でのルールなどの基本的な事項を定めます。

【効果】

- 村民：行政への関心の高まりとともに、村政運営への参画が進むことで、村政が村民により身近なものになる 等
- 団体等：自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができる 等
- 行政：異なる発想等を持つ多様な団体との協働によって、行政体質を改善する契機となり、事業の見直し等が図れる 等

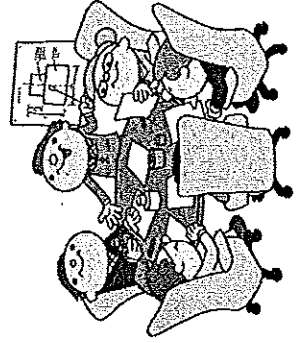
事業概要

東海村協働の指針策定委員会を設置し、たたき台を基に指針(案)を策定します。

- ◇委員20名(予定:元自治基本条例策定委員2名, 自治会関係者3名, NPO関係者2名, 福祉・教育関係者4名, 国際交流関係者1名, 事業所・企業2名, 公募委員4名, 村職員2名)
- ◇アドバイザー1名(予定:茨城大学教授)

スケジュール

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会			●委員の公募	↑								●第1次案決定 ●最終案決定
政策会議				↑								↑
意見公募 (パブリックコメント)							↑					↑
周知												↑ 村報、村HP、地域説明会等



知的障がい者チャレンジUP雇用事業

【予算額：9,345千円】

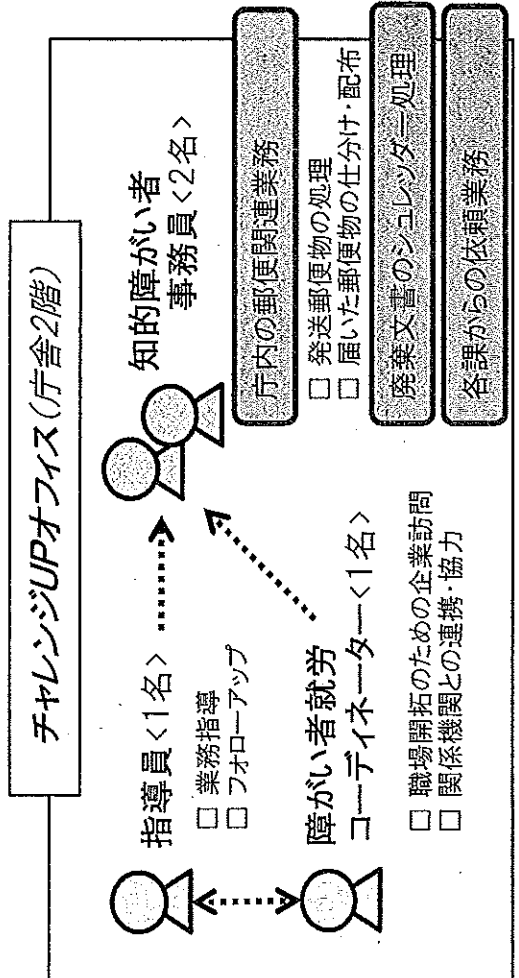
介護福祉課 障がい支援担当
☎029-287-2525

目的のねらい

本村(役場)において、積極的に知的障がい者の雇用創出を行うことにより、「知的障がい者に事務職は無理だ」というイメージを払拭するとともに、知的障がい者の雇用が広く村内の民間企業に拡大するためのモデルケースとして位置づけ、障がい者や家族に夢と希望を与え、互いに助け合い、障がい者とともに「あたり前に働く」社会の実現につなげます。

事業の概要

平成23年4月から知的障がい者2名を事務職(非常勤嘱託員)として雇用し、主に郵便関連業務や廃棄文書のシュレツダ一処理、各課からの依頼業務への対応を担当する「チャレンジUPオフィス」を開設。最大3年間の業務経験を基に民間企業へのステップアップを目指します。



平成25年度以降のポイント

□ 人員規模の拡大

平成25年度から知的障がい者事務員を3名体制とします。

▼ 受入業務量の拡大

現在は2名で郵便関連業務に対応しているため、依頼業務に対応することができている時間が限られています。人員規模を拡大することにより、受入業務量の拡大に対応することが可能な時間をより多く確保することができます。

▼ 依頼案件に対する柔軟対応

郵便関連業務に関わらず各課からの依頼業務に対応する事務員が確保できることから、依頼課の要望に応じた出張型での対応も可能となります。

□ 雇用サイクルの組み換え

毎年度1名ずつ雇用が生まれるよう調整を図ります。

- ▼ 平成25年度 1名新規採用…知的障がい者事務員3名
 <3年目×2名 1年目×1名>
- ▼ 平成26年度 1名新規採用…知的障がい者事務員2名
 平成25年度末に2名卒業予定であるが新規採用は1名
 <2年目×1名 1年目×1名>
- ▼ 平成27年度 1名新規採用…知的障がい者事務員3名
 <3年目×1名 2年目×1名 1年目×1名>

※以降毎年度1名ずつの雇用が生まれる。

※3年目を迎える前に民間企業への就職が決まった場合にはこの限りではない。

村民活動支援センター(仮称)管理運営事業

課 社 会 福 祉 推 進 担 当
地 域 福 祉 推 進 担 当

【予算額:14,034千円】

●事業の目的・ねらい

東日本大震災により被害を受けた「東海村合同庁舎」が取り壊され、そのため、震災前そこを拠点に活動していたボランティア等は、現在、別施設の狭隘なスペースで活動せざるを得ない状況になっていま

す。本事業は、ボランティア等、地域活動を行う各種団体に対し、会議室など活動スペースを提供することにより、従来同様の活動ができるよう支援するとともに、合同庁舎に入居していたデマンドタクシー事務所等3団体に対し、震災前と同様の事務スペースや活動拠点を提供することにより、各団体の円滑な事務運営に資することを目的としています。

●事業の概要

【施設概要(予定)】

・軽量鉄骨プレハブ2階建て
(延床面積:619.4㎡ 建築面積309.7㎡)

・施設の内容

- (1階) ボランティア市民活動センター事務所, ボランティア活動室
倉庫
- (2階) デマンドタクシー事務所, 土地改良連合事務所, 貸会議室
倉庫

【建設予定地】

東海村豊白一丁目3番20号(旧消防署跡地)

【平成25年度予算額】

- ・建物リース料 11,325千円
 - ・指定管理委託料 2,709千円
- 合計 14,034千円

●事業のイメージ

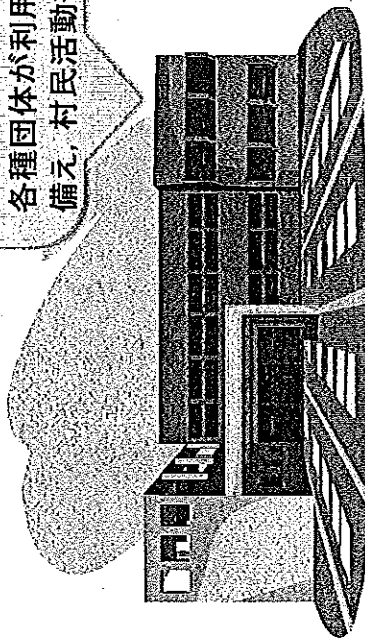
【事業スケジュール】

- 平成25年6月 設置管理条例の制定
- 平成25年7月～8月 指定管理者の募集
- 平成25年7月～10月 施設の建設
- 平成25年9月 指定管理者の指定
- 平成25年10月～11月 施設の供用開始

村民活動支援センターの機能

- 「ボランティア市民活動センター
デマンドタクシー事務所
土地改良連合
貸会議室

各種団体が利用可能な会議室も
備え、村民活動を支援します！



幼保一元化施設整備事業

【予算額：467千円】

福祉部社会福祉課
子ども家庭担当

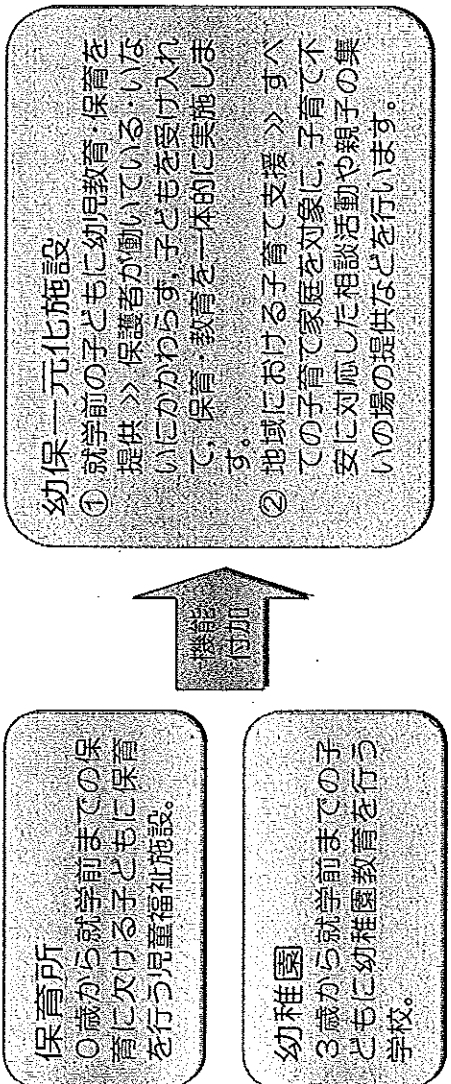
事業の目的

幼保一元化施設を整備することにより、就学前の乳幼児を育てる子育て家庭においては、親の就労等にとらわれることなく、その利用が可能となるほか、既存の幼稚園施設を活用することによる保育所入所待機児童の解消や、子育て支援の充実にもつなげられることが期待されます。
東海村における幼保一元化施設の種類としては、“幼保連携型”“保育所型”“幼稚園型”を予定しているところであり、就学前の保育・教育を一体として捉えて一貫して提供して提供する新たな枠組みの構築を目指します。

■ 幼保一元化施設のタイプ

類型	提供する教育・保育の特徴
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うタイプ。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を付加（保育に欠ける子どもも以外の子どもも受け入れる等）して運営を行うタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を付加（保育に欠ける子どものため保育時間を設ける等）して運営を行うタイプ。

■ 幼保一元化施設のイメージ



保育所

0歳から就学前までの保育に欠ける子どもにも保育を行う児童福祉施設。

幼稚園

3歳から就学前までの子どもにも幼稚園教育を行う学校。

幼保一元化施設

- 就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供し、保護者が働いている・いないにかかわらず、子どもを受け入れ、保育・教育を一体的に実施します。
- 地域における子育て支援として、子育て対象に、子育て不安に対処した相談活動や親子の集いの場の提供などを行います。

施設整備構想

- 幼保一元化施設（幼保連携型）として、村松保育所と宿幼稚園による施設（幼保連携施設）整備を推進します。
- 村松保育所と宿幼稚園による幼保一元化施設（幼保連携型）の整備に続き、舟石川保育所と石神幼稚園による同（幼保連携型）の整備を検討します。
- 上記、幼保一元化施設（幼保連携型）の整備に続き、舟石川幼稚園と須和間幼稚園について、同（幼稚園型）としての各整備を検討します。
- 将来的には、百塚保育所を幼保一元化施設（保育所型）、村松幼稚園を同（幼稚園型）としての整備を検討します。

整備スケジュール（予定）

- 平成24年10月～平成25年度上期 >> 幼保連携施設（村松保育所・宿幼稚園）建設工事設計。
- 平成25年度下期 >> 幼保連携施設（村松保育所・宿幼稚園）建設工事設計・着工、保育・教育課程の編成、舟石川保育所と石神幼稚園による幼保連携促進のあり方整理・検討。
- 平成26年度中 >> 幼保連携施設（村松保育所・宿幼稚園）の供用開始。

不育症治療費助成事業

【予算額: 1,500千円】

保健年金課 健康増進室
保健センター
電話 282-2797

事業の目的

不育症で治療を受ける方の精神的、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の助成を行います。

対象者

夫婦どちらか一方が村内在住者であり、かつ1年以上本村に住民登録のある方

※所得制限なし

事業内容

- ・不育症治療にかかる保険適用外の検査及び治療に要した費用の1/2を助成します。
- ・1人につき、年間15万円を限度に助成します。

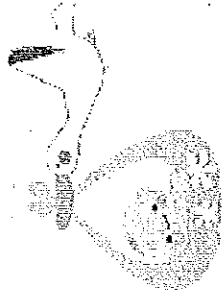
助成期間

1人につき、5年間を限度とします。

周知方法

- ・広報「とうかい」、ホームページ
- ・ちらし配布
- ・茨城県産婦人科医会に周知

不育症治療費助成の流れ



不育症は、妊娠しても流産や死産を繰り返し、適切な治療により出産にたどりつくことがわかってきました。治療は保険適用外であるものが多く高額な医療費がかかります。そこで村ではこの医療費の一部を助成することとしました。

医療機関での不育症検査及び治療

医療機関で当該治療の証明書を交付

村に申請（医療機関等証明書＋医療機関の領収書）

審査

村から決定通知書

助成金の支払い

- ・保険適用外の検査及び治療に要した費用の1/2を助成
- ・1人につき5年間、年間15万円を限度に助成
- ※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は助成対象外

エコで災害に強い都市の構築 ~ エコタウンとつかい ~

環境政策課 環境計画推進担当
自治推進課 自治推進担当

省エネ・節電

再生可能エネルギー利用

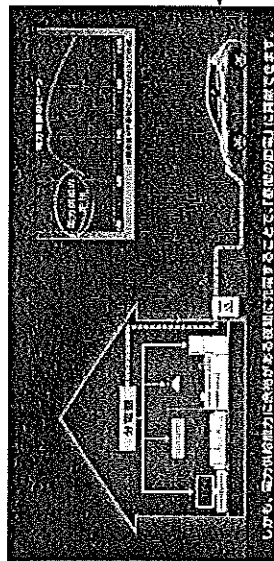
スマートコミュニティ構築

電気自動車導入事業
【予算額 34,232千円】

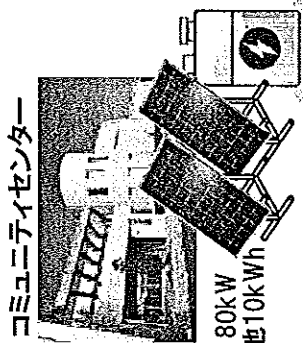
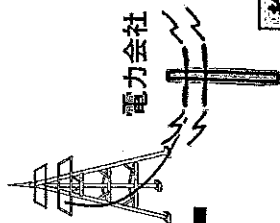
再生可能エネルギー導入促進事業
【予算額 97,469千円】

役場公用車に電気自動車(EV)を6台導入！
ガソリン由来のCO₂削減！

国庫補助制度、PFI手法(屋根貸し・土地貸し)を活用し、
役場駐車場、コミュニティセンター等に太陽光パネルを設置！
災害等による停電時にはEV、蓄電池を活用しコミュニティ電力を供給！



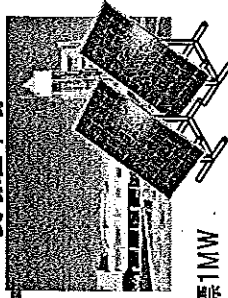
昼間は太陽光の電力で充電
夜間は夜間電力で充電



コミュニティセンター

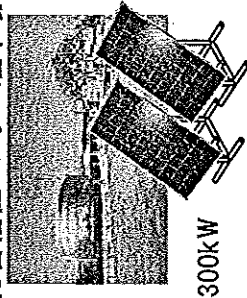
目標180kW
蓄電池10kWh

役場駐車場

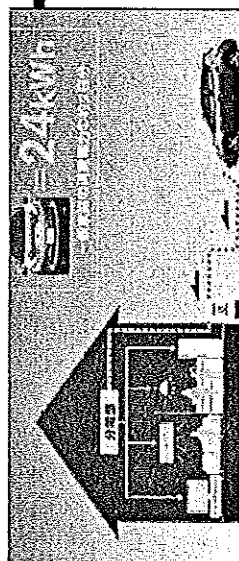


目標1MW

総合福祉センター駐車場



目標300kW



非常時はEVで電気を運ぶ。
一般家庭の2日分(24kWh)を蓄電)

出展:日産自動車『Leaf to home』より。

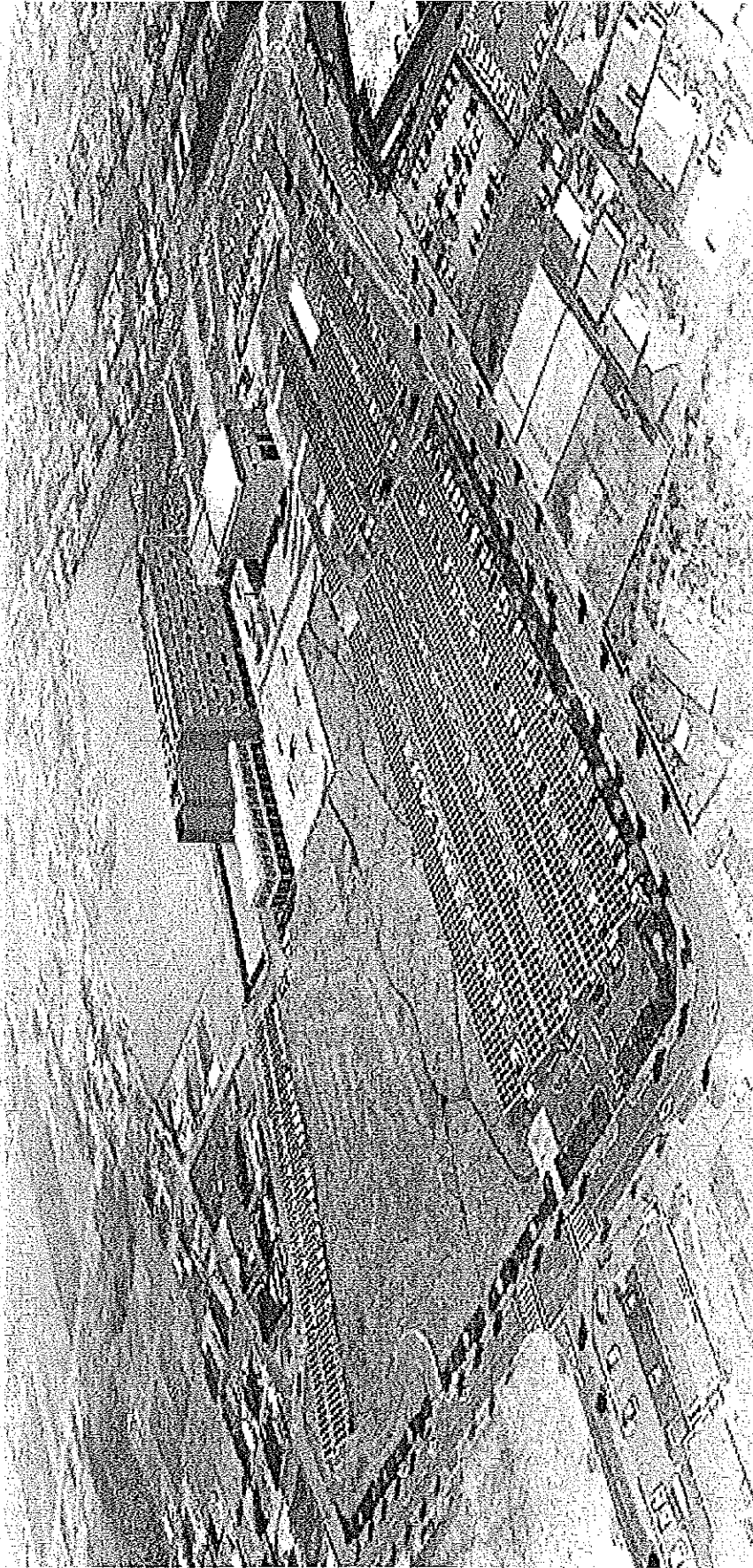
・第3次エコオフィスプランの重要施策「公共施設における使用電力量の20%以上を太陽光発電で賄う」を達成するためには、およそ2.5MWの太陽光パネルの設置が必要となります。右記の目標値を達成した場合、公共施設における太陽光発電パネル設置量は約1.7MWとなり、約68%の達成率となります。

・平成25年度については、国庫補助金を活用し石神、村松、真崎、舟石川の各コミュニティの施工、また、中丸コミュニティセンター、役場駐車場にあつては、屋根貸し・土地貸しによる手法により施工します。

・白方コミュニティセンター、総合福祉センター駐車場にあつては、引き続き屋根貸し・土地貸しの手法により事業者を公募するとともに、他の公共施設についても同様の手法で太陽光発電設備の施工に向け関係各所との調整、情報収集等を進めていきます。

■ 充電時の電気の流れ
■ 給電時の電気の流れ

■ 東海村役場(駐車場)太陽光発電事業 完成イメージ(予想図)



設置場所	茨城県那珂郡東海村東海3丁目7番1号	太陽電池モジュール	250W×4,592枚、合計1,148kW
全体敷地面積	1.2ha	系統連携システム	6,600V
太陽光発電出力	1,025kW	発電所運転開始予定日	平成26年3月
		太陽光パネル	三菱電機製
		パワーコンディショナー	日立及び東芝三菱電機産業システム製 (純国産品)

甲状腺超音波検診事業

【予算額: 25,302千円】

保健年金課 健康増進室
保健センター
電話 282-2797

事業の目的

福島第一原発事故後の放射性物質の放出による健康影響を懸念する声に応えるため、小児の甲状腺超音波検診を実施し、健康不安の軽減に努めます。

対象者

平成9年4月2日生から平成23年4月1日生

事業内容

- ・検診希望者に甲状腺超音波検診を実施します。
- ・検診費用は全額公費負担

※指定の検診機関等で受診できない場合は、希望する医療機関等で検診を受けていただきます。かかった費用を助成します。

検診期間

初回の検診は平成24年11月5日から
平成26年3月31日まで
(3年後に再度検診を実施)

周知方法

- ・対象者への個人通知
- ・広報「とうかい」、ホームページ

甲状腺超音波検診の概要

<平成20年4月2日生から平成23年4月1日生の方>

検診実施時期:平成24年11月5日～平成26年3月31日

検診方法:村立東海病院にて個別検診

検診内容:問診・視診・触診・甲状腺超音波検査

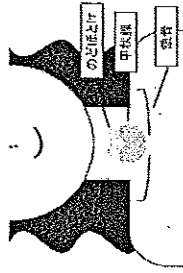
<平成9年4月2日生から平成18年4月1日生の方>

検診希望調査:平成25年6月(予定)

検診実施時期:平成25年7月～8月(予定)

検診方法:検診機関による集団検診

検診内容:問診・甲状腺超音波検査



検診結果については、
3ヶ月ごとに公表予定

※平成18年4月2日生から平成20年4月1日生の方は、平成24年度に集団検診にて終了。

※当該検診の内容及び運営に関して協議するため「甲状腺超音波検診事業検討委員会」を設置し当該検診を適切に管理します。

ごみ処理基本計画策定事業

【予算額 3,563千円】

環境政策課
ごみゼロ推進室

事業の目的・ねらい

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、「東海村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の策定を行います。

本計画は、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み等を定めるもので、概ね5年毎に改定することとされており、本村においては、前回策定が平成18年度であることから今回所要の見直しを行い、平成25年度に改定を行います。

事業の概要

主な計画の内容

- ◆一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ◆一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ◆分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ◆一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ◆一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項において、終末が迫っている一般廃棄物の最終処分場の取扱い及び今後の最終処分のあり方等について位置づけます。

計画策定の流れ

ごみ処理基本計画策定業務委託

計画面案検討

庁議決定

策定・公示

平成26年3月

認定農業者育成支援強化対策補助事業

【予算額：5,000千円】

地域農業支援室
地域農業支援担当
電話(287-7867)

●事業の目的・ねらい

農業後継者と新規参入者が不足している中で、農業従事者の高齢化が急速に進展していることから、地域農業の将来を担う中心的な経営体となる認定農業者の確保・育成が喫緊の課題となっています。そのため、村が農業経営基盤強化促進法に基づき地域農業の中核的な担い手として認定した農業者に対し、農業経営の改善に必要となる農業用機械・施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、農業経営改善の支援強化と認定農業者の確保・育成を図ります。

●事業の概要

【対象者】

村内在住の認定農業者であり、認定要件である簿記帳及び青色申告を實踐している者 ※農事組合法人は除きます。

【補助対象経費】

農業経営改善計画の目標を達成するために掲げた農業用機械の導入及び農業用施設の整備に要する経費 ※1機種または1施設あたり50万円以上のものを対象とします。

【補助率】

補助対象経費の3/10以内(限度額100万円) ※1経営体につき農業経営改善計画の認定期間(5年間)内に1回のみとします。

【事業実施期間】

5年間

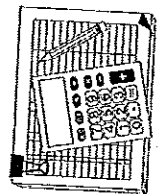
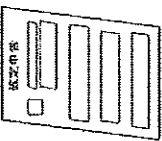
●事業のイメージ

青色申告実践認定農業者

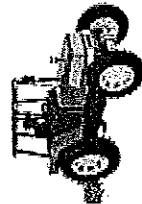
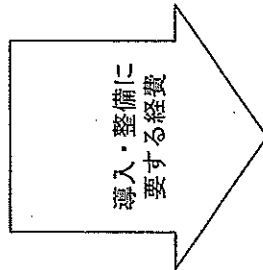
青色申告



簿記帳



導入・整備に
要する経費



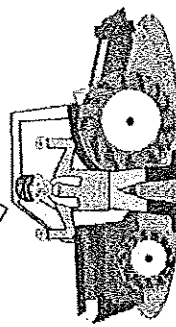
農業経営改善計画に掲げた
農業用機械・施設

村

【補助金】
補助率3/10以内
(限度額100万円)



補助金のおかげで、農業経営をスムーズに改善することができます。



新規就農者育成補助事業

【予算額：9,420千円】

地域農業支援室
地域農業支援担当
電話(287-7867)

●事業の目的・ねらい

農業従事者の高齢化が進展する中、地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を図ることが急務の課題となっています。そのため、多様な就農者に対応した支援ができるよう、これまでの補助対象者である独立・自営により就農する新規参入者と農業後継者に、新たに定年就農者と親元に就農する農業後継者を加えるなど補助内容を拡充することにより、新規就農者の増大と定着を図ります。

●事業の概要

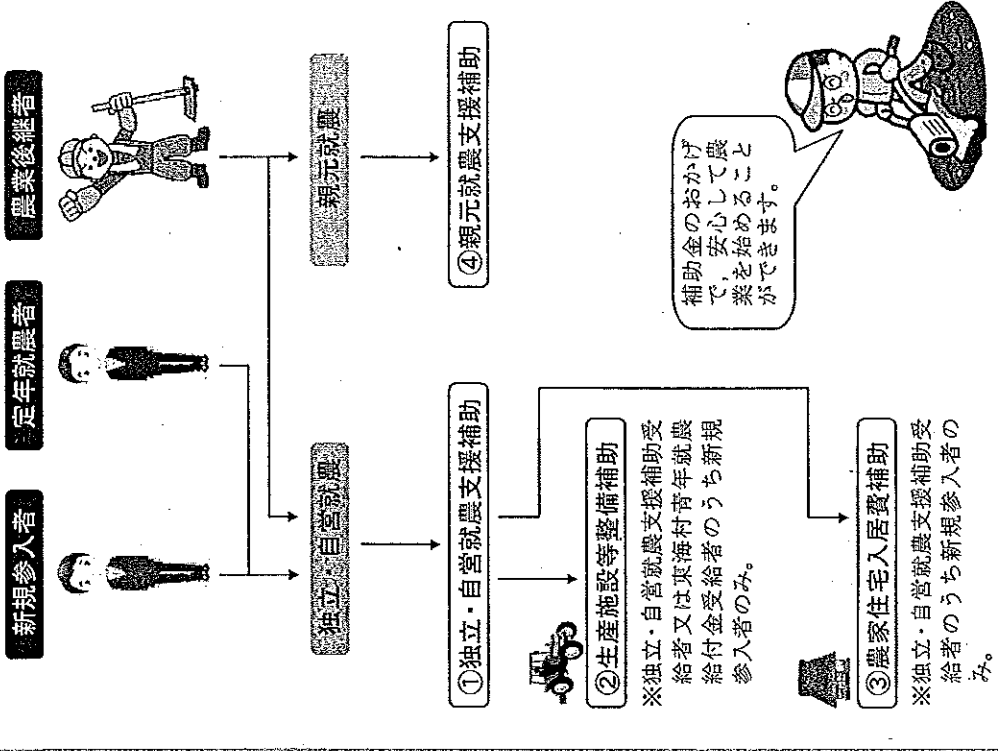
【①独立・自営就農支援補助】 村内在住の満65歳未満であって、県の就農計画の認定を受けてから5年以内である者を対象に、独身者5～10万円/月、既婚者7.5～15万円/月を36か月間交付します。※「就農支援補助」から名称変更。定年就農者にも対応するため、対象年齢を満60歳未満から満65歳未満に引き上げ。

【②生産施設等整備補助】 独立・自営就農支援補助受給者又は東海村青年就農給付金受給者のうち新規参入者に限り、就農当初に必要な最低限の機械・施設(小型管理機、動力噴霧器、中古トラクター、ビニールハウス等)の購入費の1/2以内(限度額200万円)を就農後1年間・1回のみ交付します。※「東海村青年就農給付金受給者」を補助対象者に追加。

【③農家住宅入居費補助】 独立・自営就農支援補助受給者のうち新規参入者が物置や作業スペースを有する農家住宅の賃貸借契約を結んだ場合、独立・自営就農支援補助の交付期間について、賃借料の1/2以内(限度額3万円/月)を交付します。

【④親元就農支援補助】 親等の農業経営に参入しようとする村内在住の満50歳未満の者であって、茨城県立農業大学校が開催する「いばらき営農塾」の営農支援研修を修了し、専業による農業経営を目指す者を対象に、独身者5万円/月、既婚者7.5万円/月を36か月間交付します。※新たな支援策として追加。

●事業のイメージ



補助金のおかげで、安心して農業を始められます。

※独立・自営就農支援補助受給者又は東海村青年就農給付金受給者のうち新規参入者のみ。

※独立・自営就農支援補助受給者のうち新規参入者のみ。

店舗等外国語表記支援事業

経済課 商工観光担当

【予算額：459千円】

<村内飲食店メニュー等の外国語版作成を支援します！>

【事業目的】

国際化・オープン化した地域社会を構築するため
外国人が村内店舗等で気軽に飲食に飲食できる環境をつくります。

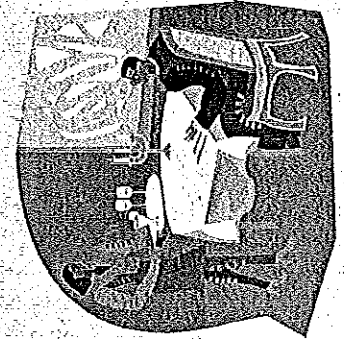
【事業概要】

外国人がよく利用する村内10店舗の飲食店メニュー表記お知らせ
の多言語化を支援します。

○ 翻訳言語
英語 中国語 韓国語 ベトナム語

○ 食材の表記も行い宗教上の理由などで、飲食できないメニュー
について配慮します。

○ 支援内容
メニューの写真撮影
食材等調査
食材及びメニューの翻訳
ポスター&チラシ作成
外国人へのメッセージ表記



【事業イメージ】

- 飲食店の募集
- メニュー写真撮影／食材等調査
- 翻訳ボランティアの募集
- 翻訳
(英語／中国語／韓国語／ベトナム語)
- 外国語メニュー作成



道路新設改良舗装事業(交差点標識等ローマ字併記整備)

【予算額:175,417千円(うち標識整備関連9,918千円)】

みちづくり課

みちづくり担当

●事業の目的・ねらい

村内の主要道路における交差点標識は、ほぼローマ字併記の看板が設置されていますが、まだ漢字標記のみの看板が掲げられているところもあります。また、村の主要公共施設でありながら道路に案内板のない施設もあります。

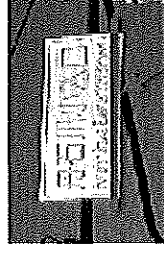
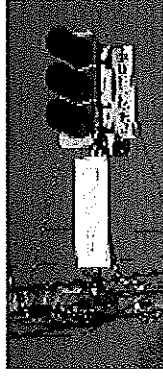
これらの交差点及び施設にローマ字併記の看板を設置することで、在住・来村外国人にもわかりやすい案内表示を行います。

また、東海村では、これまで他に先がけた取り組みとして避難場所の看板に村独自の案内図記号を付けてきましたが、標準となる案内図記号がJIS規格化されたため、英語標記も含めて避難表示の変更を行います。

●事業のイメージ

交差点地点名標識

ローマ字標記(日本語と同等の大きさを基準とする)



ローマ字標記

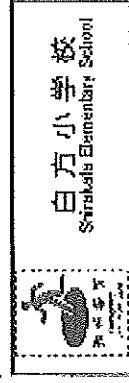
村施設案内看板

新設(記号、ローマ字標記含む)



避難場所

変更(記号、ローマ字標記含む)



●事業の概要

- 交差点地点名標識: 9箇所 (信号機併設)
- 村施設案内看板: 1箇所 (独立L型ポール)
- 避難場所: 35箇所 (マーク・標記変更)

造成宅地滑動崩落緊急対策事業

【予算額:927,001千円】

みちづくり課
みちづくり担当

●事業の目的・ねらい

○本事業は、東日本大震災の復興交付金事業認定を受けて、南台団地と緑ヶ丘団地の再度災害防止を目的に災害復興対策工事を行うものです。

* 東日本大震災の甚大性と広域性に鑑み、被災自治体の負担軽減を目的としている。

通常の国費(1/2)+追加交付(1/4)+復興交付税(1/4)=地方負担ゼロ

●事業の概要

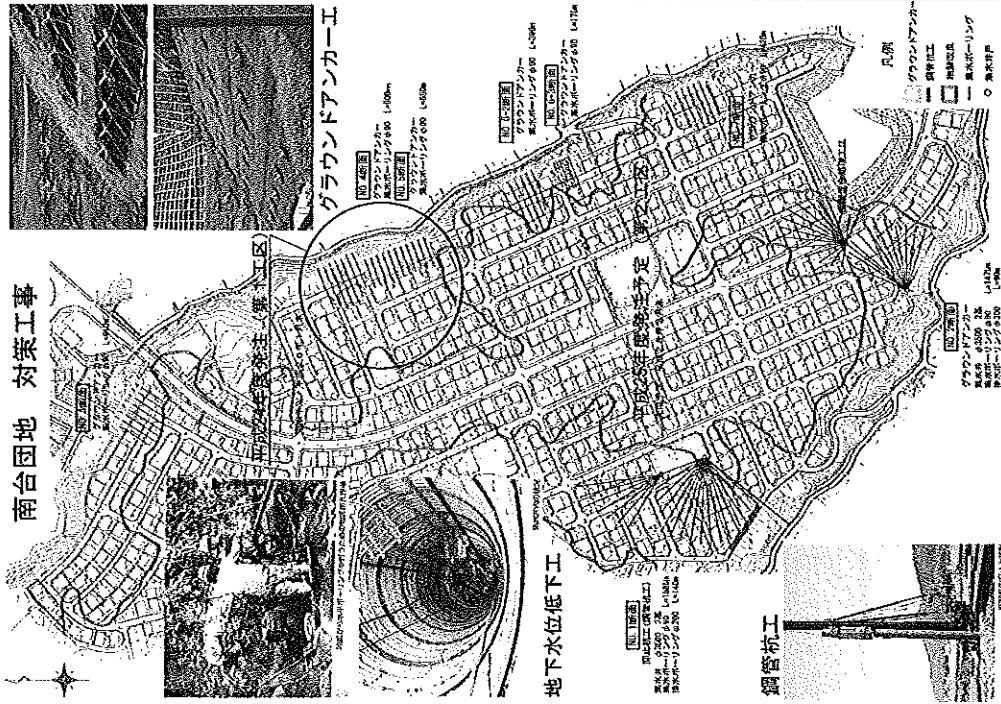
○対象面積:南台団地 約18.5ヘクタール、緑ヶ丘団地 約8ヘクタール

○事業期間:平成23年度から平成27年度までの5カ年

●事業のイメージ

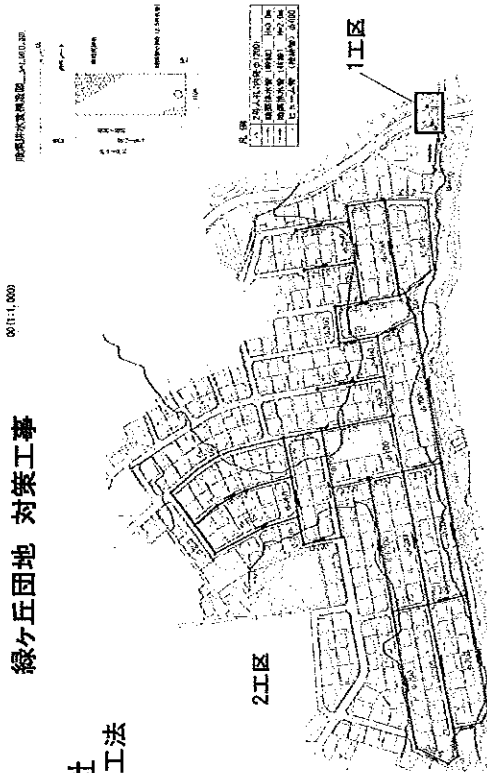
南台対策方針

- ①抑止工法
(アンカー、鋼管杭)
- ②地下水位低下工法
(集水ボーリング)
- ①と②の併用工法



緑ヶ丘団地 対策工事

緑ヶ丘対策方針
地下水位低下工法
(暗渠排水工)



部原地区土地利用推進事業

都市政策課

都市整備・緑化推進担当

内線 (1243)

【予算額：45,854千円】

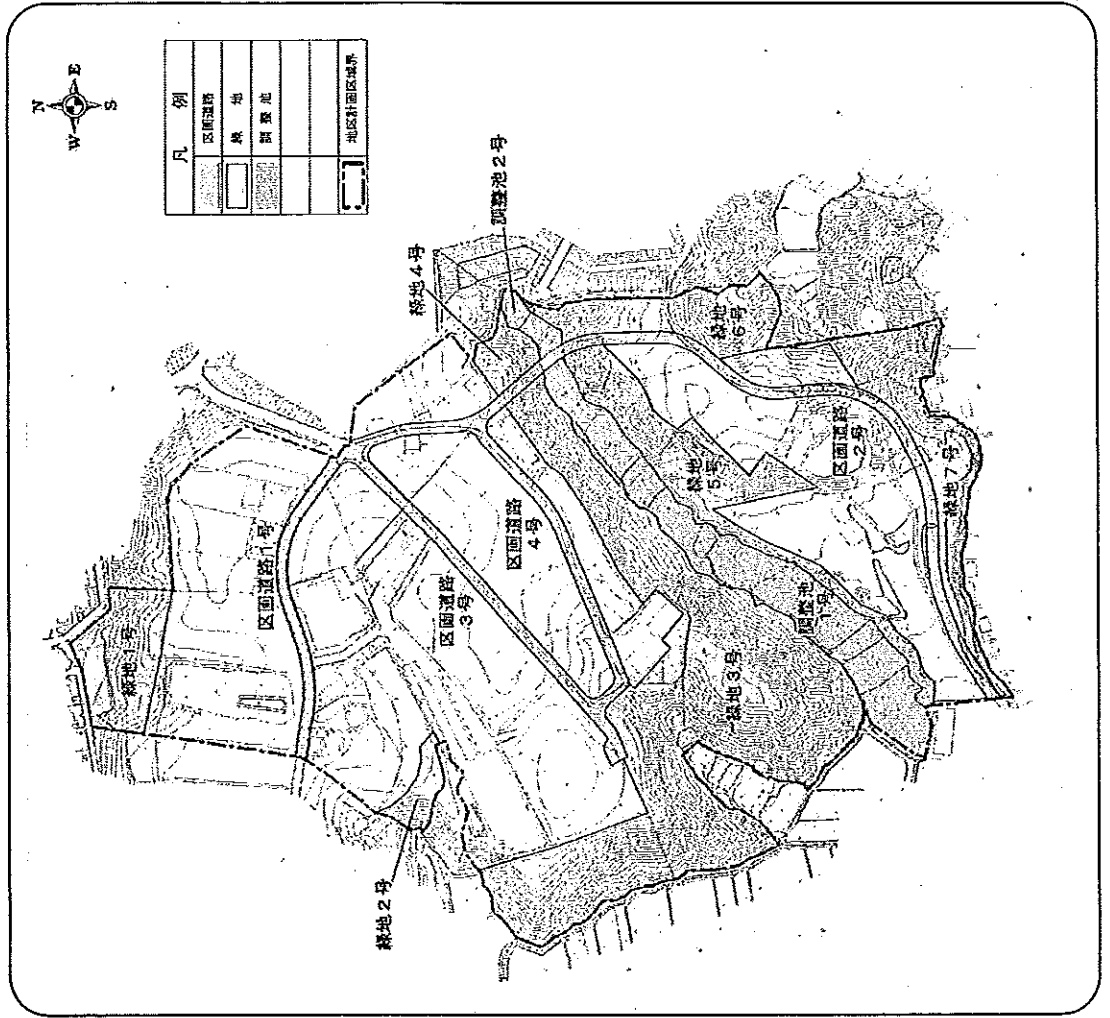
●事業の目的・ねらい

本地区を含む工業専用地域は、環境に配慮した工業地の形成を進める地区として位置づけられており、工業団地として適切な土地利用を図るとともに、周辺住宅地の住環境や自然環境に配慮した土地利用を進めます。

●事業の概要

- ◆地区内の既存道路の幅員を8.0mに拡張し、あわせて上下水道の整備を行います。その他の施設として、調整池を適切に配置し土地利用の推進を図ります。
 - ◆斜面緑地等の保全を図り、周辺住宅の良好な住環境を守るため、工業団地との間の緩衝緑地として活用します。
 - ◆周辺環境に配慮した良好な工業団地を保持するため建築物等の用途の制限を行います。
 - ◆平成25年度は、地権者の合意に基づいた事業の整備計画に沿って、用地測量、実施設計を実施します。
- また、平成24年度に引き続き、緑地等の用地を取得していきます。

●部原地区 地区計画イメージ図



外国語指導講師（NLT）運営事業

【予算額：28,834千円】

教育委員会
指導室

事業の目的・ねらい

- ◆ 小学校においては、英語を話したり聞いたりして、英語に慣れ親しむ活動を中心に、中学校においては日常場面を想定し、コミュニケーション活動を中心とした実践的な英語能力を高めます。

事業の概要

- ◆ 小学校の外国語教育担当教員の指示に基づき国際理解教育に関する教材作成及び指導
 - ◆ 中学校の英語担当教員の指示に基づく英語の教材作成、学習指導及びその他英語学習のために必要な事項
 - ◆ 指導主事の指示に基づく小・中学校教員に対する現職教育
 - ◆ 指導主事の指示に基づく国際理解及び英語教育に関する活動
 - ◆ 社会教育団体等に関する国際理解活動への協力
 - ◆ その他、指導主事や校長に指示された指導
- ※ ただし、業務委託契約のNLTについては、委託業者を通して指示を行います。

事業のイメージ

- ◆ 平成22年度まで
 - ・ 各学校に1名ずつ英語指導助手を配置して、英語教育及び国際理解教育を実施
 - ・ 文部科学大臣に教育過程特例校を申請
 - ◆ 平成23, 24年度
 - ・ 小学校の全学年で外国語活動を実施。
 - 1, 2年・・・生活科を12時間減して、外国語活動へ
 - 3, 4年・・・総合を35時間減らして、外国語活動へ
 - 5, 6年・・・国の規準と同じく、35時間の外国語活動
 - ・ 中学校・・・各学年とも年間140時間の英語を実施
- AL TからNLT（外国語指導講師）と名称変更
- ※ 教育課程特例校とは…市町村が、特別の教育課程を編成し、国の標準時数と異なる基準を定めるときは、文部科学大臣から指定を受ける必要があります。



◆ 平成25年度から

- ・ 中学校に配置する2名のNLTを村で直接雇用（非常勤特別職）します。
- ※ 中学校1年生から、週1時間は、All Englishでの授業を推奨。

中丸小学校建設事業

【予算額：124,077千円】

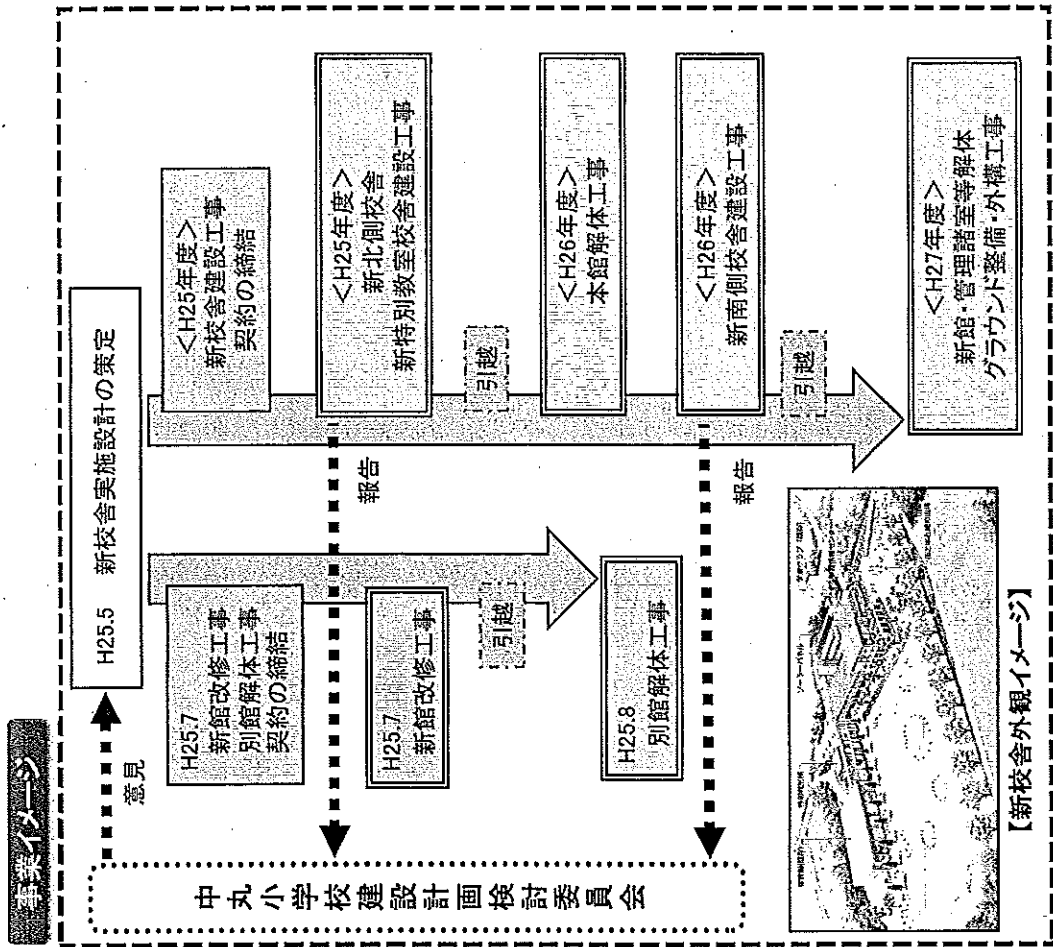
教育委員会学校教育課
施設整備担当(内線1418)

事業の目的

- 『東海村第5次総合計画』及び『東海村教育振興基本計画—とうかうい教育プラン2020—』では、「子どもたちが安全で安心して学べるよう、公立学校施設整備計画(耐震化年次計画)に基づく耐震化、老朽化、狭隘化した建物の改築を計画的に進めます。」としており、「教育施設の耐震化と改築」を施策目標に掲げ、中丸小学校の改築事業を位置付けています。
- 増築等を重ねてきた校舎も、改修・修繕工事等では教育環境の抜本的な改善は望めないと判断し、全面的な建て替えをもって耐震性を含めた安全性や多様な教育環境の確保に努めます。
- 本校の改築については、基本理念として掲げた『花と本と絵のある学校』～豊かな心と夢をばぐむヒューマン・スクール～の具現化を図るとともに、地域・環境・防災面にも配慮した学校とします。また、工事期間中の良好な教育環境の確保と学校活動にも配慮した計画とします。
- 今年度は、実施設計の策定後、先行的に新館改修・別館解体工事を行った後に、新北側校舎の建設工事に着手します。

事業の概要

- <平成25年度>
 - 新校舎建設に係る実施設計
 - 既存校舎(新館)改修工事、既存校舎(別館)解体工事
 - 新北側校舎・新特別教室校舎建設工事
- <平成26年度以降>
 - 既存校舎(本館)解体工事
 - 新南側校舎建設工事
 - グラウンド整備・外構工事、既存校舎(新館・管理諸室等)解体工事



東海中学校建設事業

教育委員会学校教育課
施設整備担当(内線1418)

【予算額:631,810千円】

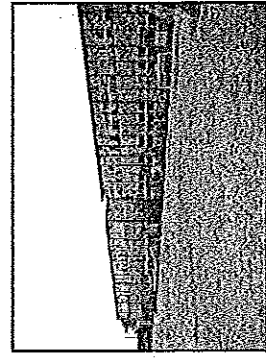
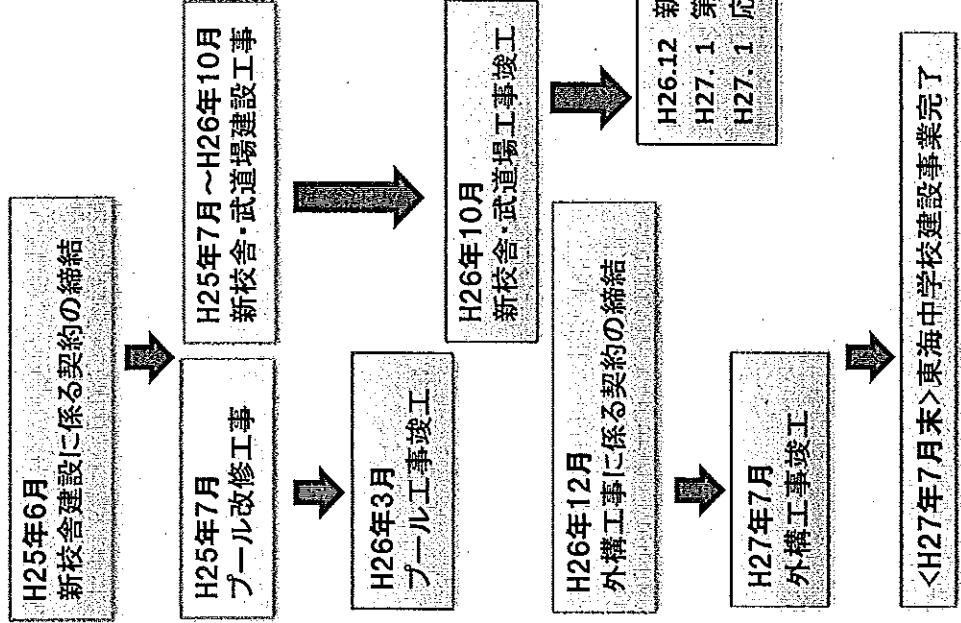
●事業の目的・ねらい

- 『第5次総合計画』及び『とうかい教育プラン2020』では、「子どもたちが安全で安心して学べるよう、公立学校施設整備計画(耐震化年次計画)に基づき耐震化、老朽化、狭隘化した建物の改築を計画的に進めます。」としており、施策目標として「学校施設の耐震化と改築」において、東海中学校校舎の改築事業を位置付けています。
- 震災の影響により校舎の使用が不可能となり、現在、応急仮設校舎において教育活動を行っています。十分な教育環境が整えられたとは言えない状況であるため早急に改築を進め、教育環境を改善します。
- 東海中学校の改築については、東海中学校の教育理念である「さわやかで響き合う輝きに満ちた学校づくり」を具現化すべく設計をし、また、教育・生活機能面はもとより、環境性能や防犯性に配慮しました。
- 平成25年度は、新校舎・武道場の建設工事及びプールの改修工事等に着手します。

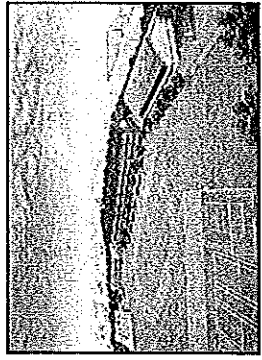
●事業の概要

- <H25年度>
- 新校舎建設工事、武道場建設工事、プール改修工事
- 特別教室棟解体工事
- <H26年度>
- 新校舎建設工事、武道場建設工事、外構工事
- 備品購入等 ほか

●事業のイメージ



【現在(仮設校舎)】



【新校舎外観図】

H26.12 新校舎竣工式典
H27.1 第三学期始業(供用開始)
H27.1 応急仮設校舎解体

(仮称) 文教施設再整備計画検討委員会運営事業

【予算額 240千円】

教育委員会 生涯学習課
生涯学習担当 (中央公民館内)
TEL 029-282-3329

<事業の目的・ねらい>

1 事業の位置づけ

『東海村第5次総合計画』における「社会教育施設について計画的に耐震化を実施し、学習環境の機能維持に努める」という位置付けにより、文教エリア内における各施設の整備と充実を図ります。

2 中央公民館の安全化対策

中央公民館は現在耐震診断を実施中であり、耐震診断の結果を踏まえて抜本的な安全化対策を実施します。

3 文教エリアの現状

文教エリア内には東海文化センターや村立図書館などの社会教育施設や学校施設等が集積しており、施設間の連携や人的交流が求められています。

4 今後の文教施設整備の方向性

中央公民館の耐震診断後は、「文教エリア全体における社会教育施設全体の利活用」と「中央公民館の建替え」を視野に入れて、今後の文教エリア全体の方向性を検討します。

<事業概要>

検討委員会の機能及び組織

- (仮称) 文教施設再整備計画検討委員会は、文教エリアの再整備計画の柱となる「基本構想・基本計画」の検討・策定を行います。
- (仮称) 文教施設再整備計画検討委員会は、学識経験者や住民活動団体の代表者等からなる15名以内の委員により組織し、会議を年8回程度開催します。

【中央公民館外観】



【施設構成】

- 1階 ■ 大会議室、中会議室、パソコン室
- 2階 ■ 講座室、第1・2研修室、談話室、和室、調理実習室

※ 民間会社の社員寮建屋 (昭和31年建築) を改修

読書推進事業

【予算額:673千円】

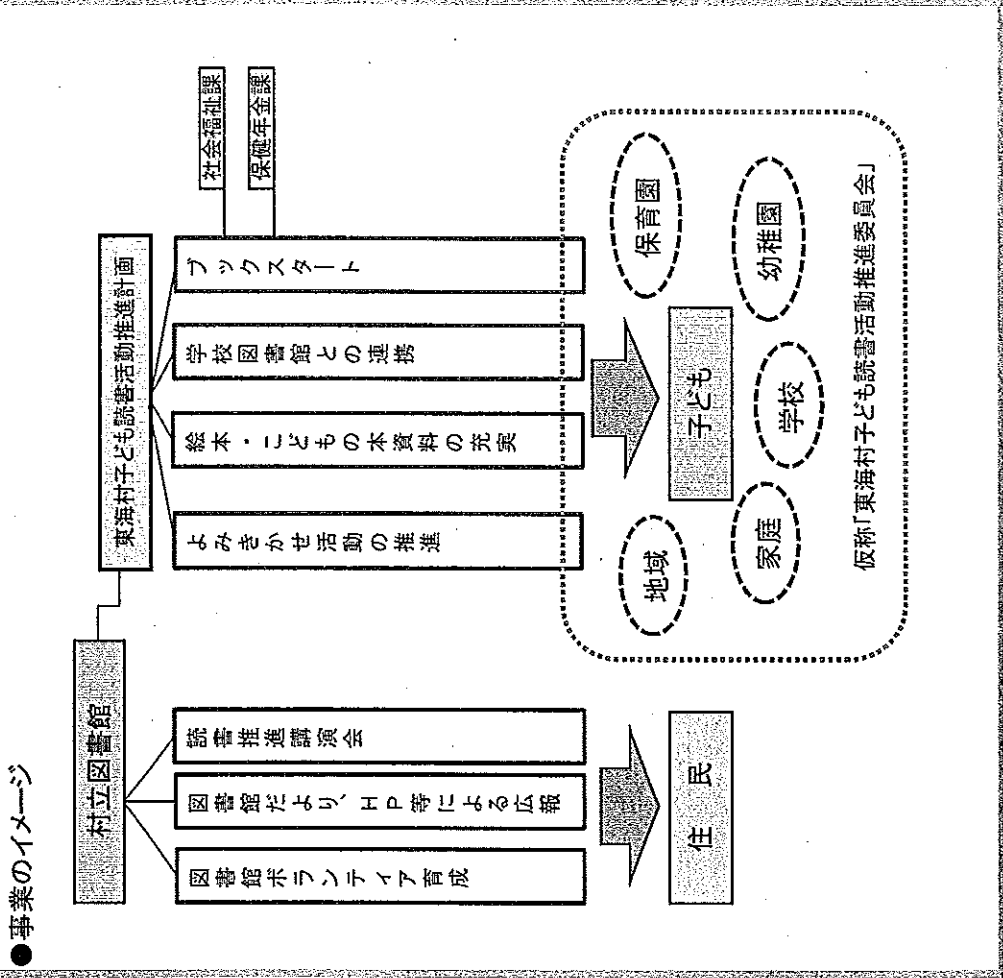
図書館

サービス・管理担当

●事業の目的・ねらい
各種読書推進事業を開催し、図書館活動やサービスの内容を広報することと、村民の読書活動や学習活動の機会を提供します。特に幼少期からの読書活動を推進していきます。
また、ボランティア活動の支援や各種団体、学校図書館指導員などとの連携を図りながら事業を展開して行くことで、より一層、読書活動を推進します。

●事業の概要
図書館活動やサービス内容をPRするとともに、読書講演会や体験学習等の各種イベントの開催をとおして、読書推進事業への理解を深めます。
「東海村子ども読書活動推進計画」の推進のため、委員会を設置します。
→仮称「東海村子ども読書活動推進委員会」10名程度

- 広報事業
図書館要覧、図書館だよりの発行、HPの更新、充実(維持・管理)
- 読書推進事業
社会人・小中学生の体験学習、図書館司書実習生の受入、読書講演会の開催、ブックスタート事業の実施等
- 学校図書館指導員との連携による読書活動の推進
村立図書館を拠点として、読書活動に関する情報を共有する。
- ボランティア活動の支援や各種団体の育成
読み聞かせボランティア、修理ボランティア、新聞切り抜きボランティア、ブックスタートボランティア、対面朗読ボランティア等



6. 普通建設事業一覧

【一般会計】（備品、小規模工事等を除く予算額1,000千円以上のもの）

（単位 千円）

No.	事業名	名称	H25予算(案)	所属課
1	庁舎維持管理事業	役場庁舎空調制御設備更新工事	10,970	財務課
2	交通安全施設整備事業	交通安全施設・防犯灯等設置工事	5,060	消防防災課
3	防災無線放送施設整備管理事業	防災行政無線屋外子局放送塔移設工事	1,245	消防防災課
4	情報政策推進諸費	OA機器電源・通信線設備工事	1,010	総務課
5	コミュニティセンター維持管理事業	真崎コミュニティセンター外装改修工事	30,000	自治推進課
6	浄化槽整備促進事業	浄化槽設置整備事業補助金	9,284	下水道課
7	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	太陽光発電システム設置整備事業補助金	32,000	環境政策課
8	再生可能エネルギー導入促進事業	太陽光発電システム等設置工事	97,469	自治推進課
9	電気自動車導入事業	電気自動車用充電器等設置工事設計業務委託料	1,300	環境政策課
10		電気自動車用充電器等設置工事	11,700	環境政策課
11	清掃センター管理運営事業	清掃センター外壁改修工事実施設計委託料	2,000	環境政策課
12		プラスチック減容機補修工事	1,714	環境政策課
13	最終処分場管理運営事業	最終処分場施設補修工事	2,500	環境政策課
14		遠心脱水機補修工事	1,573	環境政策課
15		し尿処理施設補修工事	22,000	環境政策課
16	衛生センター管理運営事業	沈砂除去装置補修工事	2,205	環境政策課
17		ブロウ設備補修工事	1,050	環境政策課
18	水路整備事業	水路整備	3,500	経済課
19	那珂川沿岸農業水利事業	那珂川沿岸農業水利事業負担金	6,231	経済課
20	広野・北原・西光地区農道整備事業	農道用地購入費	8,625	経済課
21	私道等整備補助事業	私道等整備補助金	1,500	みちづくり課
22		単独村道改良舗装工事	146,417	みちづくり課
23	道路新設改良舗装事業	村道用地購入費	3,000	みちづくり課
24		用地購入に伴う補償金	4,000	みちづくり課
25		電柱移設補償費	2,500	みちづくり課
26	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	南台・緑ヶ丘災害復興対策監理業務委託料	9,000	みちづくり課
27		南台・緑ヶ丘災害復興対策工事	880,000	みちづくり課
28	都市政策諸費	ひたちなか市道高野小松原線負担金	30,391	都市政策課
29	排水路維持管理事業	排水路工事	4,000	下水道課
30	中央区画整理雨水排水路整備事業	雨水排水路工事設計委託料	3,000	区画整理課
31		雨水排水路工事	96,000	区画整理課
32		舟石川近隣公園実施設計業務委託料	7,245	都市政策課
33	都市計画公園整備事業	駅東第1公園整備工事	19,950	都市政策課
34		公園補修工事	5,000	都市政策課
35		阿漕ヶ浦公園野球場改修工事	8,550	都市政策課
36	緑地保全事業	真崎古墳群整備工事	1,000	都市政策課
37		緑地保全用地購入費	50,304	都市政策課
38	前谷津地区緑地保全事業	前谷津地区整備工事	2,600	都市政策課
39	港湾整備負担金支払事業	常陸那珂港整備負担金	15,930	政策推進課
40	消防用施設整備管理事業	防火水槽補修工事	1,000	消防防災課
41	消防団器具置場建設事業	消防団器具置場建設工事	4,958	消防防災課
42		中丸小学校校舎建設工事設計業務委託料	32,741	学校教育課
43	中丸小学校建設事業	中丸小学校プレハブ校舎改修工事	49,500	学校教育課
44		中丸小学校別館解体工事	37,700	学校教育課
45		東海中学校建設工事監理業務委託料	13,400	学校教育課
46	東海中学校建設事業	東海中学校建設工事	583,620	学校教育課
47		東海中学校第2グラウンド外構整備工事	9,000	学校教育課
48	幼稚園施設整備事業	舟石川幼稚園園舎耐震補強工事	17,745	学校教育課
49		村松幼稚園園舎外装改修工事	34,987	学校教育課
50	文化センター施設改修事業	文化センター耐震補強工事	13,020	生涯学習課
51		文化センター搬入口大扉更新工事	1,756	生涯学習課
52	スポーツ施設管理運営事業	スイミングプラザ25mプール塗装改修工事	5,292	生涯学習課
53		スイミングプラザ機械室制御盤改修工事	3,192	生涯学習課

【特別会計】（備品、小規模工事等を除く予算額1,000千円以上のもの）

(単位 千円)

No.	事業名	名 称	H25予算(案)	所属課
1	駅西土地区画整理事業	建物移転補償金算定委託料	1,000	区画整理課
2		設計委託料	1,000	区画整理課
3		道路築造・舗装及び雨水排水工事	1,000	区画整理課
4		整地工事	2,000	区画整理課
5		その他工事	2,000	区画整理課
6		物件移転補償費	70,000	区画整理課
7	駅東土地区画整理事業	建物移転補償金算定委託料	1,000	区画整理課
8		設計委託料	1,000	区画整理課
9		道路築造・舗装及び雨水排水工事	3,000	区画整理課
10		整地工事	3,000	区画整理課
11		その他工事	4,000	区画整理課
12		物件移転補償費	30,000	区画整理課
13		その他補償費	1,670	区画整理課
14	電柱移設補償費	1,000	区画整理課	
15	駅西第二土地区画整理事業	建物移転補償金算定委託料	3,000	区画整理課
16		設計委託料	3,000	区画整理課
17		道路築造・舗装及び雨水排水工事	20,000	区画整理課
18		整地工事	10,000	区画整理課
19		その他工事	5,000	区画整理課
20		物件移転補償費	50,000	区画整理課
21		その他補償費	4,000	区画整理課
22	電柱移設補償費	3,000	区画整理課	
23	中央土地区画整理事業	建物移転補償金算定委託料	5,000	区画整理課
24		設計委託料	20,000	区画整理課
25		道路築造・舗装及び雨水排水工事	50,000	区画整理課
26		整地工事	120,000	区画整理課
27		その他工事	25,000	区画整理課
28		物件移転補償費	190,000	区画整理課
29		その他補償費	25,000	区画整理課
30	電柱移設補償費	10,000	区画整理課	
31	下水道整備事業	設計等委託料	22,000	下水道課
32		公共下水道工事	94,000	下水道課
33		特環公共下水道工事	88,000	下水道課
34		公共下水道関連工事	23,000	下水道課
35		汚水拵設置工事	25,200	下水道課
36		那珂久慈流域下水道事業負担金	6,395	下水道課
37		公共下水道工事関連補償費	1,000	下水道課

平成25年3月25日

各部課長 殿

東海村長 村上達也

平成25年4月1日付け人事異動について

平成25年4月1日付け人事異動について、下記の方針で実施します。

区分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	役付以外	計
配置換等	6	18	22	23	71	140

記

1 村政運営の課題

平成25年度は、実質的には第5次総合計画推進2年目であり、基本計画に掲げる施策を本格的に軌道に乗せていく極めて重要な年度となります。具体的には、「原子力とまちづくり分野」においては、新たなまちづくり構想である「TOKAI原子力サイエスタウン構想」の推進等、「行政運営・住民自治分野」においては、行政と住民が相互理解のもと協働してまちづくりを推進していくための「協働の指針」の策定や各コミュニティセンターにおける指定管理者制度の導入等、「福祉・健康分野」においては、新たな住民ニーズに対応するための「幼保一元化施設整備事業」や「甲状腺超音波検診事業」の推進等、「経済・環境分野」においては、循環型社会の形成を目指すための「再生可能エネルギー導入促進事業」や自然環境の保全を図るための「緑地保全事業」の推進等、農業経営基盤の強化を図るための「認定農業者育成支援事業」の推進等、「教育分野」においては、「教育委員会評価」を踏まえての施策展開や「小中学校の建設事業」の推進等、各分野別基本計画に沿って、戦略的に取り組む必要があります。また、農業委員会においては農地転用許可、都市政策課においては開発行為許可の権限を県から引き受ける年度でもあり、より高度な行政運営が求められます。さらには震災復興事業や防災対策事業など、震災に関連した業務にも引き続き取り組む必要があります。

これらの多くの課題について、着実に取り組むためには、各所属長の強いリ

リーダーシップの下、部課室や担当の枠に捉われない横断的な視点を持ち、社会情勢や住民ニーズの変化を機敏に察知し、すみやかに対応していく機動力や柔軟性、困難な課題にも果敢に挑戦する意欲、判断力や政策能力を更に高め、職員が一丸となって、基本理念である「村民の叡智が生きるまちづくり」を、強力に推し進めていかなければなりません。

2 組織改編について

組織改編については、1の課題を踏まえ、これらに対応した組織の構築および見直しを次のとおり行いました

(1) 部・課について

ア 農業委員会事務局長の専任化

行政委員会である農業委員会の独立性を明確にし、その機能を十分に発揮するため、専任の事務局長（課長）を置き、強力なリーダーシップの下で、遊休農地の解消や新たに権限が付与される農地転用許可等の業務を推進し、村の農地を保全する体制を強化する。

イ 地域農業支援室の編入

農業関連事務の組織系統を一本化し、より統制のとれた農業政策の推進を図るため、地域農業支援室を経済課に編入し、経済課内に「地域農業支援担当」を設置する。

(2) 担当について

ア 「幼保連携推進担当」の新設について

平成26年度に開園予定の幼保連携施設の設置について、ハード・ソフト両面の事務を効率的かつ集中的に進めるため、こども家庭担当を分割し、時限的に「幼保連携推進担当」を設置する。

イ 下水道課「管理担当」と「業務担当」の統合

施設の老朽化に係る維持管理修繕等の課題に対応するため「管理担当」と「業務担当」を統合して「管理・業務担当」とし、効率的な業務体制の確保を図る。

3 人事異動について

人事異動に当たっては、1の課題および2の組織改編を踏まえ、第5次総合計画に沿った取り組みを全庁挙げて着実に進め、村内外を取り巻く様々な課題に対し、各部局が共通認識を持ち、一丸となった対応を確実に実行できるよう、各部署の業務量や課題等を十分に把握した上で、職務体制の強化および組織の活性化を図りました。

また、今後数年間において行政経験豊富なベテラン職員の大量退職が目前に迫っておりますが、行政機能の低下を招くことなく、より質の高い行政運営を行っていくには、職員全員が高い意欲と使命感を持ち、かつ業務能力の更なる向上が必要であることから、次の考え方に沿って人事異動を行いました。

(1) 配置換えについて

職員の配置換えに当たっては、職務適性や職員の意向等を考慮しつつ、業務経験年数の短い若年層の職員については、人材育成の観点から様々な業務を経験させるための配置を行い、中堅層の職員については、これまでの経験、実績等を踏まえ、組織の中軸として能力を発揮できるよう適材適所の配置を行いました。

(2) 昇任について

昇任に当たっては、一定の業務経験・実績を積んだ中堅以上の職員の中から、業務能力および意欲の高さとともに、倫理感、責任感、危機管理能力や改善・改革への積極的な取り組み姿勢等を備えた職員を登用しました。また、今後数年間続くベテラン職員の大量退職を見据え、これからの組織の中核を担う人材を育成していく観点から、業務能力や実績等を考慮した上で、若手職員や女性職員を積極的に登用しました。

(3) 他団体への派遣について

国、県等への派遣については、地域主権に対応する能力向上を図るため、厚生労働省、県に実務研修として引き続き職員を派遣し、さらに県と村の間で職員の人事交流を行います。また、県全体で運営する後期高齢者医療制度に対応するため、茨城県後期高齢者医療広域連合に職員を派遣します。

人事異動内示

H25. 4. 1付

	新	現	氏名	異動事由
部長級	総務部長	建設水道部長	山本利明	
	福祉部長	総務部人事課長	久賀洋子	昇任
	経済環境部長	福祉部長	菅野博	
	建設水道部長	建設水道部区画整理課長	黒田正徳	昇任
	教育委員会教育次長	議会事務局長	佐藤富夫	
	議会事務局長	総務部総務課長	江幡和彦	昇任
課長級	総務部総務課長	教育委員会学校教育課長	佐藤文昭	
	総務部人事課長	総務部人事課長補佐	佐藤秀昭	昇任
	総務部税務課長 (兼) 収納管理室長	総務部税務課副参事	樫村美代子	昇任 兼務
	福祉部住民課長	福祉部保健年金課長	小池裕	
	福祉部保健年金課長	福祉部保健年金課長補佐	飯村透	昇任
	経済環境部経済課長	経済環境部地域農業支援室長	小川善市	
	経済環境部環境政策課長	経済環境部原子力安全対策課長	関田秀茂	
	経済環境部環境政策課副参事 (兼) ごみゼロ推進室長 (兼) 清掃センター場長	議会事務局次長	広瀬克己	昇任 兼務
	経済環境部原子力安全対策課長	経済環境部経済課長 (併) 農業委員会事務局長	川崎明彦	
	建設水道部都市政策課長	建設水道部みちづくり課長	川又寿光	
	建設水道部都市政策課副参事	(茨城県総務部地域支援局鹿行県民センター)	栗原一弘	
	建設水道部みちづくり課長	建設水道部都市政策課長	荒川直之	
	建設水道部みちづくり課副参事	建設水道部みちづくり課長補佐	小松崎敬信	昇任
	建設水道部区画整理課長	建設水道部区画整理課長補佐	鈴木廣光	昇任
	建設水道部下水道課長	建設水道部下水道課長	宮下文男	
	建設水道部下水道課長	建設水道部下水道課長	海野幸二	
教育委員会学校教育課長	経済環境部環境政策課長	市毛源一		
農業委員会事務局長	総務部税務課長	石井達夫		
退職 (課長級以上)		理事	前田豊	
		総務部長	飛田稔	
		経済環境部長	小川洋治	
		教育委員会教育次長	本田政治	
		福祉部住民課長	安邦彦	
		経済環境部環境政策課副参事 (兼) ごみゼロ推進室長 (兼) 清掃センター場長	関一弘	
		建設水道部みちづくり課副参事	遠藤弘之	

東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）改定に関する説明資料

平成25年3月

東海村

1 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定の概要

趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所における事故への対応を踏まえ、国において原子力防災に関する抜本的な見直しの中で、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策計画編）等の改正、改定が行われた。また、原子力規制委員会が新たな原子力災害対策指針を定められたことにより、これら関連法及び計画等の改定状況を踏まえて「東海村地域防災計画 原子力災害対策計画」の改定を行うものである。なお、当該指針等の改定作業が引き続き行われていることから、今回の改定は暫定的なものであり、今後にも必要に応じ村地域防災計画の改定を行う予定である。

基本的な 考え方

- (1) 過酷事故を想定した場合の対処
- (2) 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
- (3) 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
- (4) 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
- (5) 災害時要援護者への十分な配慮

第1章 総則 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

現行

○放射性物質及び放射線の放出形態は単一的な考え方

原子炉施設は、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状及び液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性は低い。事故の場合、周辺環境に放出される放射性ガス（クリプトン、キセノン等）及び揮発性のヨウ素を考慮。

修正案

○広範囲に放射性物質が拡散するような事故の想定（複合的）

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定。

第1章 総則 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

現行

○防災対策を重点的に充実にすべき地域の範囲

防災対策を重点的に充実にすべき地域の範囲（EPZ）は、原子力発電所から半径10kmの地域。

修正案

○原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（村内全域をPAZ圏）

原子力発電所のEPZ（10km圏）に代えて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）として半径概ね5kmの区域、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として半径概ね30kmの区域を設定。

第1章 総則 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に
 応じた防護措置の準備及び実施

現行

○緊急事態区分及び防護措置 記載なし

修正案

○原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設の状態に基づき緊急事態区分として3区分（緊急事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）が示され、PAZにおいては、緊急時活動レベル（EAL）に基づき防護措置を実施。

第2章 原子力災害事前対策 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

現行

○情報の収集・連絡体制等の整備
 迅速かつ的確な情報の収集・連絡体制を整備。

修正案

○情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、関係市町村、原子力事業者等との連絡体制を確保し、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化。
 通信手段の確保、通信系伝送路の多ルート化等により災害に強い伝送路を構築。（非常用電源、衛星回線、災害時優先電話、MCA無線等）
 原子力や防災の知識を有する住民等からの情報を収集する体制の整備。

第2章 原子力災害事前対策

第6節 災害応急体制の整備

現行

第2章 防災体制の整備では、記載なし。

修正案

○村の活動体制の整備

警戒態勢をとるために必要な体制，災害対策本部体制等の整備，オフサイトセンターへの職員派遣等の体制，長期化に備えた動員体制を整備，自衛隊への派遣要請の準備，広域的応援体制。

第2章 原子力災害事前対策

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

現行

○住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民への的確な情報伝達のため，広報マニュアルの作成，情報伝達体制の整備。

修正案

○情報伝達・住民広報体制の確立

住民等に提供すべき情報について，災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理し，情報伝達体制を確保。災害時要援護者への情報伝達体制の整備。(エリアメールの導入，防災情報ネットワークの整備充実，防災行政無線のバッテリーの増強，MCA 無線の増設等)

第2章 原子力災害事前対策

第14節 防災訓練等の実施

現行

○EPZ 圏域における防災訓練

村独自又は県と共同して立案し、国、県、原子力事業者等防災関係機関の協力のもとに定期的に実施。

修正案

○防災訓練の広域実施，想定を工夫した実践的な訓練実施

過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施。また，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，図上演習等を通して判断力の向上に資する訓練の実施。

第3章 緊急事態応急対策

第2節 情報の収集・連絡，緊急時連絡体制及び通信の確保

現行

○特定事象発生時等における通信連絡

原災法第10条に基づく特定事象発生時での通信連絡体制の確保

修正案

○警戒事象発生時における連絡体制及び通信の確保

原災法第10条に基づく通報事象に至っていないが，その可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障に関し，警戒事象での連絡体制を確立する。

第3章 緊急事態応急対策

第3節 災害対策本部等の設置

現行

○災害対策本部の発足と活動
災害対策本部の発足，警戒活動体制，緊急活動体制。

修正案

○災害対策本部等の設置基準等
放射性物質の放出状況等による職員の配備基準，警戒体制，災害対策連絡会議・災害対策本部の設置基準等の明確化。

第3章 緊急事態応急対策

第4節 関係機関等への応援及び派遣要請等

現行

専門家，原子力事業所の支援要員の派遣要請。

修正案

○原子力被災者生活支援チームとの連携
緊急避難完了後の段階における国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し，避難区域等の見直し，健康管理調査，除染等の推進。

第3章 緊急事態応急対策

第6節 避難・屋内退避

現行

○避難・屋内退避
避難等の予測線量として、外部被ばくによる実効線量 50mSv, 内部被ばくによる等価線量 500mSv 以上

修正案

○避難・屋内退避（原子力発電所の予防的防護措置）
警戒事象発生で災害時要援護者等は避難準備。
特定事象発生（原災法10条）で災害時要援護者等は避難，住民等は避難準備。
原子力緊急事態宣言を发出（原災法15条）で，住民等は避難。

第3章 緊急事態応急対策

第9節 緊急輸送活動

現行

緊急輸送活動については，記載なし。

修正案

○緊急輸送の順位等
PAZ などの緊急性の高い区域からの優先的な避難，緊急輸送のための交通規制等の措置。

第4章 原子力災害中長期対策 第7節 被災者等の生活再建等の支援

現行

生活支援について、記載なし。

修正案

○被災者等の生活支援

生活再建に向けて、住まいや生活資金等の確保、就労・コミュニティの維持回復、心身のケア、相談窓口等の設置など被災者の生活支援を実施。

2 今後の検討事項

① 原子力災害対策重点区域に係る事項

- ・ 原子力発電所以外の原子力施設における原子力災害対策重点区域の設定

② 避難収容活動体制に係る事項

- ・ 広域避難計画の策定 …… 地域コミュニティを維持し、迅速な避難を行うため、茨城県が実施している広域的な避難に関するシミュレーションを参考に、県、関係市町村と協議を進めていく。
- ・ 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の整備

③ 避難・屋内退避等に係る事項

- ・ 屋内退避、避難誘導等の防護活動 …… 屋内退避、避難準備、原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）後の予防的防護措置としての避難などの活動内容の検討
- ・ 広域一時滞在 …… 避難先、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等に関する事項についても、今後、段階的に検討

④ 今回の改定に係るアクションプラン

(計画・マニュアル等の見直し, 策定)

- ・避難計画の策定
- ・緊急時モニタリング計画の策定 (県及び防災関係機関等)
- ・村モニタリング計画の策定
- ・安定ヨウ素剤の配備 (事前配布), 予防服用体制の整備
- ・緊急被ばく医療設備, 資機材, 体制等の整備
- ・職員行動マニュアル (広域避難態勢など)
- ・情報収集, 連絡体制の整備 (原子力防災ボランティア登録制度など)

東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）の構成

現行	改定	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 目的	第1節 計画の目的	
第2節 計画の位置付け	第2節 計画の用語	追加
1 東海村の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	第3節 計画の性格	
2 東海村地域防災計画との関係	1 村の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	
3 計画の修正	2 村地域防災計画における他の災害対策との関係	
4 計画の周知徹底	3 計画の修正	
第3節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針等	4 計画の周知徹底	削除
第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	
第5節 防災対策を重点的に充実にすべき地域の範囲	第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	第7節へ移動
第6節 計画の基礎とすべき災害の想定	1 原子力炉施設で想定される放射性物質の放出形態	
1 事故発生事業所が原子力発電所又は核燃料再処理工場の場合	2 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態	
2 事故発生事業所が核燃料加工施設等又は小型試験研究用原子炉の場合	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	第5節から移動
第7節 本計画を補足するマニュアル	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	削除
	1 原子力施設の状況に応じた防護措置の準備及び実施	新設
	2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	

第2章 防災体制の整備		第2章 原子力災害事前対策	
		第1節 基本方針	追加
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議	第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理		
第2節 原子力防災専門官との連携	第3節 立入り調査と報告の徴収		第3章第1・3節から移動
第3節 関係機関との連携	第4節 原子力防災専門官との連携		第6節へ移動
1 防災関係機関相互の連携体制			
2 消防相互応援体制			
3 自衛隊派遣要請体制			
4 オフサイトセンター			
5 専門家の派遣要請			
6 救助・救済、医療及び消火活動			第9節へ移動
第4節 応援要請及び職員の派遣要請			第3章第4節へ移動
1 応援要請			
2 職員の派遣要請			
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備		第3章第4節から移動
1 情報の収集・連絡体制の整備	1 情報の収集・連絡体制の整備		
2 防災対策上必要となる資料	2 情報の分析整理		
3 通信手段の確保	3 通信手段・経路の多様化		
	第6節 災害応急体制の整備		新設
	1 村の活動体制等の整備		
	2 長期化に備えた動員体制の整備		
	3 防災関係機関相互の連携体制		第3節から移動
	4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊		
	5 自衛隊との連携体制		

		6 広域的な応援協力体制の拡充・強化	
		7 オフサイトセンター	
		8 モニタリング体制等	
		9 専門家の派遣要請	
		10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	
		11 複合災害に備えた体制の整備	
		12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	
	第7節	避難収容活動体制の整備	
	1	避難計画の作成	
	2	避難所等の整備	
	3	災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	
	4	学校等施設における避難計画の整備	
	5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	
	6	住民等の避難状況の確認体制の整備	
	7	避難場所・避難方法等の周知	
	第8節	緊急輸送活動体制の整備	
	1	専門家の移送体制の整備	
	2	緊急輸送路の確保体制等の整備	
	第9節	救助・救急・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	
	1	救助・救急活動用資機材の整備	
	2	救助・救急機能の強化	
	3	緊急被ばく医療活動体制等の整備	第3節6から移動
	4	安定ヨウ素剤予防服用体制等の整備	
	5	消火活動用資機材等の整備	
	6	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
	7	防災に必要な資機材の管理及び保守	第3章第5節から移動
	8	物資の調達、供給活動	

第9節 住民への的確な情報伝達体制の整備	第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備		
	第11節 行政機関の業務継続計画の策定		新設
第6章 災害予防対策の実施			
第1節 事業所からの報告の徴収及び立入検査等			第2章第3節へ移動
第2節 防災訓練			第2章第14節へ移動
1 防災活動の要素別訓練			
2 総合的な防災訓練			
3 防災訓練の事後評価			
第3節 事業所ごとの防災訓練への立会			第2章第3節へ移動
第4節 環境放射線レベルの監視			第2章第5節へ移動
第5節 防災に必要な資機材の管理及び保守			第2章第9節へ移動
第6節 原子力防災に関する周辺住民等に対する知識の普及と啓発	第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発		
第7節 防災業務関係者に対する研修	第13節 防災業務関係者の人材育成		
	第14節 防災訓練等の実施		第3章第2節から移動
	1 訓練計画の策定		
	2 訓練の実施		
	3 実践的な訓練の実施と事後評価		
	第15節 原子力施設上空の飛行規制		追加
	1 飛行規制の要請		
	2 違反航空機に対する措置		
	3 航空交通管制機関との連携		
	第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応		追加
	第17節 災害復旧への備え		新設

第4章 原子力災害対策本部	第3章 緊急事態応急対策	
	第1節 基本方針	追加
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第5章第2・3節から移動
	1 事故発生時の通報連絡	第6章第3節から移動
	2 応急対策活動情報の連絡	
	3 通信の確保	
	4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	
第1節 災害対策本部の発足と活動	第3節 災害対策本部等の設置	第4章第2～7節から移動
	1 職員の配備基準	移動
	2 職員の動員配備体制の決定	第5章第1・4・5節から移動
	3 災害対策連絡会議の体制	第6章第1・2・4・13節から移動
	4 災害対策本部の体制	
	5 関係機関との連携	
第2節 災害対策本部の組織と機能		
第3節 災害対策本部会議の開催		
第4節 臨界事故への対応		
第5節 原災法に該当しない事故		
第6節 事故状況の監視		
第7節 災害対策本部の解散		
	第4節 関係機関等への応援及び派遣要請等	第2章第4節から移動
	1 専門家の派遣要請	第5章第4節5から移動
	2 応援要請	移動
	3 職員の派遣要請等	第6章第10節から移動
	4 原子力防災要員等の派遣要請	
	5 自衛隊の派遣要請等	
	6 原子力被災者生活支援チームとの連携	
第5章 災害応急対策活動体制		

第1節 警戒活動の活動		第3章第3節へ移動
第2節 原子力防災専門官との連絡		第3章第2節へ移動
第3節 警戒活動		第3章第2節へ移動
1 通報連絡		
2 住民への広報		
第4節 災害対策本部会議の機能		第3章第3節へ移動
1 情報の収集・連絡		
2 広報		
3 要員の待機及び資機材の確認		
4 オフサイトセンターへの職員の派遣		
5 専門家の派遣要請		第3章第4節へ移動
第5節 警戒活動から緊急活動への移行若しくは警戒活動の解除		第3章第3節へ移動
1 警戒活動から緊急活動への移行		
2 警戒活動の解除		
第6章 災害応対策 緊急活動体制		
第1節 緊急活動の発動		第3章第3節へ移動
第2節 緊急活動		第3章第3節へ移動
1 緊急活動の開始		
2 緊急活動の実施		
第3節 オフサイトセンターでの協議及び連絡		第3章第2節へ移動
第4節 関係先への連絡		第3章第3節へ移動
第5節 住民等への的確な情報伝達活動		第6章第8節から移動
1 住民等への情報伝達活動		
2 原子力事業者の行う広報		
3 住民等からの問い合わせに対する対応		
第6節 避難・屋内退避		
1 避難・屋内退避等の防護活動の実施		第6章第9節から移動
第5節 情報収集活動		
第6節 住民防護計画の実施		

		2 避難所の開設・運営等		
		3 広域一時滞在		
		4 安定ヨウ薬剤の予防服用		
		5 災害時要援護者等への配慮		
		6 学校等施設における避難措置		
		7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置		
		8 警戒区域の設定, 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置		
		9 飲食物, 生活必需品等の供給		
		第7節 治安の確保及び火災の予防		新設
	第7節 職員の被ばく管理, 行動記録			第3章第11節へ移動
	第8節 住民, 報道機関への広報活動			第3章第5節へ移動
	第9節 救護所への協力			第3章第6節へ移動
	第10節 支援要員の派遣要請			第3章第4節へ移動
	第11節 被害状況の調査, 確認	第8節 飲食物の出荷制限, 摂取制限等		
	第12節 放射性物質の汚染除去			第4章第5節へ移動
	第13節 緊急事態の終息時における安全確認と復旧活動			第3章第3節へ移動
		第9節 緊急輸送活動		追加
		1 緊急輸送活動		
		2 緊急輸送のための交通確保		
		第10節 救助・救急, 消火及び医療活動		追加
		1 救助・救急及び消火活動		
		2 医療措置		
		第11節 防災業務関係者の防護対策		第6章第7節から移動
		1 防災業務関係者の安全確保		
		2 防護対策		
		3 防災業務関係者の放射線防護		
		第12節 行政機関の業務継続に係る措置		新設

第7章 災害復旧活動	第4章 原子力災害中長期対策		
第1節 事後対策本部	第1節 基本方針		追加
	第2節 緊急事態解除宣言後の対応		
	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定		
	第4節 放射性物質による環境汚染への対処		新設
	第5節 各種制限措置の解除		第6章第12節から移動
第2節 住民の被ばく線量評価, 健康管理対策			第4章第8節へ移動
第3節 損害賠償の調査	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成		
	1 災害地域住民等の記録		
	2 被害調査		
	3 災害対策措置状況の記録		
	第7節 被災者等の生活再建等の支援		新設
第4節 風評被害対策	第8節 心身の健康相談体制の整備		第7章第2節から移動
第5節 事故に関する住民への広報活動	第9節 風評被害等の影響の軽減		
第6節 被災中小企業等に対する支援	第10節 事故に関する住民等への広報		
	第11節 被災中小企業等に対する支援		



報道関係者各位

『知的障がい者チャレンジUP雇用』事業

1 期生（平成 23 年度採用）の民間企業トライアル雇用決定

2 期生（平成 25 年度採用予定）の雇用

東海村では、平成 23 年 4 月から知的障がい者 2 名を事務職（非常勤嘱託員）として雇用し、主に郵便関連業務や廃棄文書のシュレッダー処理、各課からの依頼業務への対応を担当する「チャレンジUPオフィス」を開設しています。これは、村が率先して知的障がい者の雇用を創出することにより「知的障がい者に事務職は無理」というイメージを払拭するとともに、雇用のモデルケースとして位置付け、民間企業での雇用拡大につなげようというものです。

さて、本事業は、最大 3 年間の実務経験を基に民間企業へのステップアップを目指すことが大きな柱となっておりますが、この度、現在雇用している 1 期生（2 名）が、（株）日立製作所の特例子会社¹である（株）日立ゆうあんどあいに平成 25 年 4 月 1 日からトライアル雇用²されることとなりました。民間企業への就職決定に伴い、3 月 29 日（金）15:00 から「チャレンジUPオフィス修了式」を執り行います。

また、平成 25 年 4 月 1 日付けで 2 名の知的障がい者事務員を新たに雇用する予定で現在調整を進めております。雇用にあたり、4 月 1 日に行われる辞令交付式において、平成 25 年度の新規採用職員と同様に村長から辞令の交付を受けます。同じ席で辞令を交付することにより、正職・非常勤の違いこそあるものの、同期職員として、今後 3 年間「働く仲間」という意識を持たせるとともに、「知的障がい者とともに、あたり前に働く」という大きな課題と一緒に立ち向かって欲しいという願いが込められています。

<チャレンジUPオフィス修了式>

平成 25 年 3 月 29 日（金）15:00～ 東海村役場 庁議室

<平成 25 年度辞令交付式>

平成 25 年 4 月 1 日（月）9:20 頃～ 東海村役場 原子力視察研修室

¹親会社と資本・業務の上で緊密な関係を持ち、障がい者の雇用を推進するため特別な配慮がなされた子会社
²短期間（最大 3 ヶ月）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度

チャレンジUPオフィスのこれまでの歩み

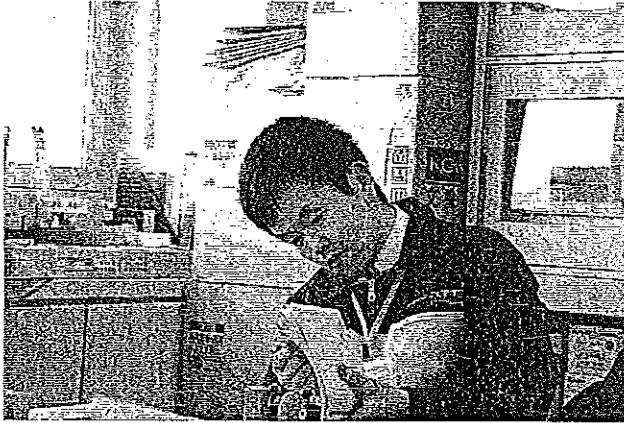
H22	4	19	政策会議に付議（計画を推進していくことを採択）
	5	～ 8	知的障がい者チャレンジUP雇用準備ワーキングチーム開催 （会議：4回／視察：1回／調査：1回）
	9	21	政策会議に付議（ワーキングチームで検討した内容を採択）
	12	15	関係機関に対して受験者（知的障がい者事務員）の推薦依頼
	12	22	村長定例記者会見（事業概要を公表）
H23	2	1	知的障がい者指導員 雇用開始
	2	14	事業導入に伴う庶務担当者説明会開催 （知的障がい者の特徴，事業概要，スケジュール 等）
	2	19	知的障がい者事務員採用試験（漢字，計算，作文，面接，実技）
	2	25	知的障がい者事務員合否発表（採用：2名）
	3	7	指導員を中心としたシュミレーション開始
	3	11	東日本大震災
	3	14	知的障がい者事務員採用前実習（震災により中止）
	4	1	オフィス設立（知的障がい者事務員雇用開始）
	10	24	各課からの依頼業務 受入開始
	12	12	常備品の在庫管理，配送業務開始
H24	2	29	平成23年度東海村障がい者雇用促進講演会（事業概要を紹介） 講演者：日本理化学工業（株）大山 泰弘会長
	5	1	障がい者就労コーディネーター雇用
	12	8	平成24年度東海村障がい者雇用促進講演会（事業概要を紹介） 講演者：（株）茨城ビジョンリサイクル 且田 久雄社長
	12	18	（株）日立ゆうあんどあい 面接試験受験
	12	26	村長定例記者会見（オフィスの人員規模拡大及び雇用計画公表）
	3		1期生のトライアル雇用決定（株）日立ゆうあんどあい
	4	1	1期生（2名）のトライアル雇用開始（株）日立ゆうあんどあい 2期生（2名）の雇用開始

東海村知的障がい者チャレンジUP雇用事業 チャレンジUPオフィス 1期生

〈雇用期間:平成23年4月～平成25年3月〉

倉田 邦志

KURATA KUNIYUKI



1984年9月26日生まれ(28歳)

趣味:音楽鑑賞

恥かしがりやで大人しいが周りに気配りができる
やさしい男の子
仲間のミスもそっとフォロー

高橋 友紀

TAKAHASHI YUKI



1989年12月2日生まれ(23歳)

趣味:音楽鑑賞

いつも笑顔いっぱい ムードメーカー
困っている人がいたらすぐに手を差し伸べる
やさしい女の子

震災を乗り越え 平成23年4月からチャレンジUPオフィスに勤務
郵便業務を中心とした役場の業務に従事
2年間の業務経験を自信に変え
この春 (株)日立ゆうあんどあいにも立ちます
支えていただいた皆さん ありがとうございました



平成25年第1回東海村議会定例会提出議案概要

平成25年3月28日

議案番号	議案名	説 明
報告第1号	寄附の受入れについて	<p>2 団体から東日本大震災に伴い被害を受けた公共施設の復旧・復興等に資するための寄附及び1個人からふるさとづくり寄附の申出があり、これを受け入れましたので議案に報告するものであります。</p> <p>○ 災害復旧費寄附金(平成25年1月30日現在)</p> <p>1 寄附者 (社)茨城県公共嘱託登記士地家屋調査士協会, アイダホフオールズ市ロータリークラブ</p> <p>2 寄附品目 金119,196円</p> <p>3 寄附年月日 平成24年11月16日, 平成24年11月28日</p> <p>※ 年度別受入額</p> <p>平成22年度・23年度 127,662,077円</p> <p>平成24年度 818,443円</p> <p>○ ふるさとづくり寄附金</p> <p>1 寄附者 川北 秀人</p> <p>2 寄附品目 金10,000円</p> <p>3 寄附年月日 平成24年11月8日</p>
議案第2号	東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>自治基本条例の実効性を確保するために設置する自治基本条例推進委員会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、条例の一部を改正するものであります。</p>

議案第3号	東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>現下の厳しい経済状況等を勘案し、村長、副村長及び教育長の給料を減額するため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>改正内容 減額期間「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成25年9月20日まで」に変更</p>
議案第4号	東海村税条例の一部を改正する条例	<p>茨城県が定める法人県民税の減免規定に準じて村民税の減免対象に非営利型法人に該当する一般社団法人等を加え、及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、たばこ税率の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>主な改正内容 たばこ税率の見直し 1 一般の紙巻きたばこ 1,000本につき、市町村たばこ税を644円引き上げ ※ 道府県たばこ税が644円引き下げされるため、国税、地方税の合計税率は、変更なし 2 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき、市町村たばこ税を305円引き上げ ※ 道府県たばこ税が305円引き下げされるため、国税、地方税の合計税率は、変更なし</p>
議案第5号	東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例	<p>平成25年4月1日から茨城県知事の権限に属する事務の一部を本村が処理することに伴い、当該処理に係る開発行為許可申請手数料等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>主な改正内容 開発行為及び建築等の許可に関連する申請手数料並びに交付手数料の種類及び金</p>

	額を、茨城県等に準じて規定を追加	
議案第6号	東海村立学校等設置条例の一部を改正する条例	東海村立小学校の竣工に伴い、同校の位置を変更するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第7号	東海村災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第1号）の施行による条項の移動に伴い、条例の一部を改正するものであります。
議案第8号	東海村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第1次地域主権一括法」という。）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、同サービスの事業に従事する従業員及びその員数に関する基準及び同サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 これまでの厚生労働省令で定める基準に準じて制定するほか、独自基準として、 1 有料老人ホーム等を経営する場合の当該施設入所者に係る村内在住者の割合を4/5以上とする義務規定を追加 2 運営に係る非常災害対策として、火災、地震、風水害等の災害に対応するための計画策定の義務規定を、食糧の備蓄、地域や他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務規定を追加 3 運営に係る諸記録の保存期間を5年（これまで2年）とする規定を追加
議案第9号	東海村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予	第1次地域主権一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準、同サービスの事業に従事する従業員及びその員数に関する基準及び同サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

	防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<p>主な制定内容</p> <p>これまでの厚生労働省令で定める基準に準じて制定するほか、独自基準として、</p> <p>1 運営に係る非常災害対策として、「火災、地震、風水害等の災害に対応するための計画策定の義務規定を、食糧の備蓄、地域や他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備の努力義務規定を追加</p> <p>2 運営に係る諸記録の保存期間を5年（これまで2年）とする規定を追加</p>
議案第10号	東海村新型インフルエンザ等対策本部条例	<p>新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成24年法律第31号）の公布に伴い、本村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる対策本部を設置するため、条例を制定するものであります。</p>
議案第11号	東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。以下「第2次地域主権一括法」という。）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）の一部改正に伴い、一般廃棄物を処分するために村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格を定めるため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>主な改正内容</p> <p>これまでの環境省令で定める基準に準じて規定追加</p>
議案第12号	東海村都市公園条例の一部を改正する条例	<p>第2次地域主権一括法の施行による都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を定め、並びに利用料金の減免規定等の明確化を図るため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>主な改正内容</p> <p>これまでの政令及び国土交通省令で定める基準に準じて規定を追加</p>
議案第13号	水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業受	<p>国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）の公布に伴い、国有林野</p>

	益者負担に関する条例の一部を改正する条例	事業が国営企業形態でなくなることによる用語の整理を図るため、条例の一部を改正するものであります。
議案第14号	東海村下水道条例の一部を改正する条例	第2次地域主権一括法の施行による下水道法(昭和33年法律79号)の一部改正に伴い、公共下水道の構造規程を定め、及び都市下水道の廃止に伴う関係規定の整理を図るため、条例の一部を改正するものであります。 主な改正内容 これまでの政令で定める基準に準じた規定を追加
議案第15号	東海村道路占用料条例の一部を改正する条例	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第294号)の公布による道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正に伴い、条項の移動その他の所要の整理を図るため、条例の一部を改正するものであります。
議案第16号	東海村村道の構造の技術的基準を定める条例	第1次地域主権一括法の施行による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正に伴い、村道の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 これまでの政令で定める基準に準じて制定するほか、独自基準として、歩道の最低幅員に関し、地形の状況等の理由により確保できない場所における適用除外規定の追加制定
議案第17号	東海村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例	第1次地域主権一括法の施行による道路法の一部改正に伴い、村道に設ける道路標識の寸法を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 これまでの内閣府令・国土交通省令で定める基準に準じて制定するほか、独自基準として、案内標識等のローマ字表記の大きさ(これまで日本語表記の大きさの2分の1)を見やすくするために日本語表記の大きさと同比率(原則)とし、また、狭隘な箇所でも警戒標識等が設置できるよう案内標識等の寸法をこれまでの寸法より小さくするための規定を追加

議案第 18 号	東海村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例	第 2 次地域主権一括法の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造基準を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 これまでの国土交通省令で定める基準に準じて制定
議案第 19 号	東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可の基準に関する条例	平成 25 年 4 月 1 日から茨城県知事の権限に属する事務の一部を本村が処理することに伴い、当該処理に係る開発行為及び建築等に係る許可基準を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 茨城県条例に準じて制定
議案第 20 号	東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例	第 2 次地域主権一括法の施行による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定めるため、条例を制定するものであります。 主な制定内容 これまでの政令及び厚生労働省令で定める基準に準じて制定
議案第 21 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、東海村障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例、東海村総合支援センターの設置及び管理に関する条例並びに東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。 主な改正内容 1 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の題名の改正により「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、東海村障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例、東海村総合支援センターの設置及び管理に関する条例並びに東海村総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。 主な改正内容 1 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の題名の改正により「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）

議案第22号	平成24年度東海村一般会計補正予算(第8号)	<p>2 障害者自立支援法第4条第4項の改正により「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正(平成26年4月1日施行)</p> <p>予算総額18,932,156千円から歳入歳出それぞれ147,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,784,543千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、東日本震災に伴う復旧・復興に関連する経費や甲狀腺超音波検診事業の伸びに対応するため所要額を見込んだほか、事業費の確定等に伴い、必要な補正をします。</p>
<p>1 歳入</p>		
(1) 村税		255,790千円
(2) 配当割交付金		△4,400千円
(3) 地方消費税交付金		△11,000千円
(4) 地方交付税		△11,500千円
(5) 分担金及び負担金		△124千円
(6) 使用料及び手数料		△40千円
(7) 国庫支出金		14,183千円
(8) 県支出金		△14,576千円
(9) 財産収入		△6,950千円
(10) 寄附金		129千円
(11) 繰入金		△276,355千円
(12) 諸収入		7,230千円
(13) 村債		△100,000千円
<p>2 歳出</p>		
(1) 総務費		△38,570千円
(2) 民生費		7,355千円
(3) 衛生費		△28,642千円

議案第23号		(4) 農林水産業費 △22,519千円 (5) 商工費 △1,247千円 (6) 土木費 △63,927千円 (7) 消防費 △35,004千円 (8) 教育費 △73,187千円 (9) 災害復旧費 △275千円 (10) 諸支出金 109,000千円 (11) 予備費 △597千円
議案第23号	平成24年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	<p>予算総額3,216,306千円に歳入歳出それぞれ178,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,394,337千円とします。</p> <p>補正の主な内容につきましては、保険給付費の著しい伸びに対応するため所要額を見込んだほか、事業費の確定等に伴い、必要な補正をします。</p> <p>1 歳入</p> (1) 国民健康保険税 21,077千円 (2) 国庫支出金 △7,057千円 (3) 療養給付費交付金 20,879千円 (4) 県支出金 △1,361千円 (5) 共同事業交付金 93,122千円 (6) 繰入金 39,999千円 (7) 諸収入 11,372千円 <p>2 歳出</p> (1) 総務費 △524千円 (2) 保険給付費 175,900千円 (3) 共同事業拠出金 △4,060千円 (4) 保健事業費 △665千円

議案第24号	平成24年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	(5) 予備費 7,380千円 予算総額には変更がなく、債務負担行為の設定をします。であります。
議案第25号	平成24年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	(保険事業勘定) 予算総額2,440,568千円に歳入歳出それぞれ399千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,440,967千円とします。であります。 補正の内容につきましては、介護保険に関連するシステム改修費を見込んだことに伴い、必要な補正をします。であります。 1 歳入 繰入金 399千円 2 歳出 総務費 399千円
議案第26号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	予算総額には変更がなく、繰越明許費の設定をします。であります。
議案第27号	平成24年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	予算総額1,522,047千円に歳入歳出それぞれ3,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,525,490千円とします。であります。 補正の主な内容につきましては、那珂久慈流域下水道事業負担金等の増額を見込んだほか、事業費の確定等に伴い、必要な補正をします。であります。 1 歳入 (1) 繰入金 2,743千円 (2) 村債 700千円 2 歳出

<p>(1) 公共下水道事業費 3,743千円 (2) 災害復旧費 △300千円</p>		<p>平成24年度東海村病院 事業会計補正予算(第1号)</p>	<p>議案第28号</p>
<p>予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定総額1,547,599千円に収入支出それぞれ93,000千円を追加し、予定総額を1,640,599千円とするものがあります。 補正の主な内容につきましては、入院患者数の増加を見込んだことによる収入増のほか、これらに伴う指定管理委託料を増額するなど、必要な補正をしております。 収益的収入及び支出 収入 医業収益 93,000千円 支出 医業費用 93,000千円</p>		<p>平成25年度東海村一般 会計予算</p>	<p>議案第29号</p>
<p>予算総額を歳入歳出それぞれ17,623,000千円とするものであります。</p>		<p>平成25年度東海村国民 健康保険事業特別会計予 算</p>	<p>議案第30号</p>
<p>予算総額を歳入歳出それぞれ3,379,530千円とするものであります。</p>		<p>平成25年度東海村後期 高齢者医療特別会計予算</p>	<p>議案第31号</p>
<p>予算総額を歳入歳出それぞれ300,565千円とするものであります。</p>		<p>平成25年度東海村介護 保険事業特別会計予算</p>	<p>議案第32号</p>
<p>保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ2,226,561千円、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ8,124千円とするものであります。 予算総額を歳入歳出それぞれ94,755千円とするものであります。</p>		<p>平成25年度水戸・勝田都 市計画事業東海駅西土地 区画整理事業特別会計予 算</p>	<p>議案第33号</p>

議案第 34 号	平成 25 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅前土地区画整理事業特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 73,494 千円とします。
議案第 35 号	平成 25 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅前第二土地区画整理事業特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 121,878 千円とします。
議案第 36 号	平成 25 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 519,185 千円とします。
議案第 37 号	平成 25 年度水戸・勝田都市計画事業東海村公下水道事業特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 1,519,052 千円とします。
議案第 38 号	平成 25 年度那珂地方公平委員会特別会計予算	予算総額を歳入歳出それぞれ 600 千円とします。
議案第 39 号	平成 25 年度東海村水道事業会計予算	<p>収益的収入及び支出の予定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 832,000 千円 ・支出 832,000 千円 <p>資本的収入及び支出の予定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 511,750 千円 ・支出 1,200,331 千円 <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 688,581 千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 51,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 453,000 千円及</p>

議案第40号	平成25年度東海村病院事業会計予算	<p>ひ当年度損益勘定留保資金178,581千円, 減債積立金6,000千円で補填をするものであります。</p> <p>収益的収入及び支出の予定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 1,667,582千円 ・支出 1,667,582千円 <p>資本的収入及び支出の予定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 196,151千円 ・支出 372,583千円 <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額176,432千円は, 過年度分損益勘定留保資金164,432千円及び減債積立金12,000千円で補填をするものであります。</p>
議案第41号	財産取得に関し議決を求めることについて	<p>環境に配慮した工業地として部原地区の土地利用を推進するための緑地, 調整池及び道路の用地として取得するため, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び東海村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年東海村条例第3号)第3条の規定により, 議会の議決を求めらるるものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 買収の目的 部原地区土地利用推進事業用地 2 取得の方法 (1) 売買による。 (2) 平方メートル当たりの単価 山林 2,050円 3 買収価格 49,968,750円 4 買収総面積 24,375平方メートル 5 土地の所在地, 地目, 地積及び買収相手方 議案別紙のとおり <p>なお, 今議案財産取得の買収総面積等につきましては, 提案理由にありまらず緑地, 調整池及び道路のうちの緑地の一部を取得するものであります。</p>

議案第 42 号	指定管理者の指定について	<p>東海村営農生活改善センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>1 公の施設の名称 東海村営農生活改善センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 船場区自治会</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場187番地</p> <p>4 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>県央地域9市町村で締結している「公の施設の広域利用に関する協定」に係る対象施設の削除及び名称変更に伴い、新たに協定を締結するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>1 削除する施設</p> <p>(1) 那珂市 那珂総合公園の「プール」</p> <p>※ 施設使用料の格差がなくなったため。</p> <p>「瓜連テニスコート」</p> <p>※ 震災被害により施設が使用できないため。</p> <p>(2) 城里町 城里町桂運動公園の「野球場」</p> <p>※ 台風被害により、施設が使用できないため。</p> <p>2 名称変更となった施設</p> <p>笠間市 笠間市総合公園の「庭球場」を「テニスコート」に</p> <p>※ 条例上の名称との整合性を図るため。</p>
議案第 43 号	公の施設の広域利用に関する協議について	<p>茨城港常陸那珂港区湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項の規定において準用する同法第3条第1項の規定により、茨城港港湾管理者茨城県代表者茨城県知事から意見を求められましたので、同条第4項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>(茨城港港湾管理者茨城県代表者茨城県知事から意見を求められた内容)</p>
議案第 44 号	公有水面埋立てに関する意見について	<p>茨城港常陸那珂港区湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項の規定において準用する同法第3条第1項の規定により、茨城港港湾管理者茨城県代表者茨城県知事から意見を求められましたので、同条第4項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>(茨城港港湾管理者茨城県代表者茨城県知事から意見を求められた内容)</p>

		<p>ひたちなか市大字長砂字渚163番60及び163番61並びに東海村大字照沼字渚768番36の地先公有水面埋立てについて (公有水面埋立てに関する村の意見) 異存なし</p>
<p>認定第1号</p>	<p>平成24年度水戸地方広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について</p>	<p>平成24年10月31日をもって解散した水戸地方広域市町村圏事務組合の平成24年度歳入歳出決算について、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項の規定により、監査委員の意見(議案別紙のとおり)を付けて議会の認定に付するものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入総額 276,583,543円 ・歳出総額 275,402,286円 ・決算剰余金 1,181,257円 <p>(決算剰余金に係る本村配分の分賦負担割合 66,960円)</p>
<p>議案第45号</p>	<p>東海村国際親善名誉村民条例</p>	<p>本村との国際親善に特に貢献のあった外国人に対し、東海村国際親善名誉村民の称号を贈るため、条例を制定するものであります。</p>
<p>議案第46号</p>	<p>平成24年度東海村水道事業会計補正予算(第1号)</p>	<p>予算総額には変更がなく、継続費の補正をしております。</p>
<p>議案第47号</p>	<p>工事請負契約の締結について</p>	<p>1 契約の目的 第24-22-102-K-001号 24国交 南台第一工区 造成宅地滑動崩落緊急対策工事</p> <p>2 契約の方法 一般競争入札(電子入札)</p> <p>3 契約金額 金212,100,000円</p> <p>4 契約の相手方 共同企業体の住所 茨城県水戸市吉沢町311番地1</p> <p>名称 株木・ネモト特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者の住所 茨城県水戸市吉沢町311番地1</p> <p>名称 株木建設株式会社茨城本店</p>

議案第48号	工事請負契約締結事項中の変更について	<p>代表者 取締役常務執行役員本店長 木元 由孝</p> <p>平成24年6月15日に議決を受け、同日に株式会社河野工務店と締結した村松川災害復旧工事の工事請負契約につきまして、新たな追加工事（排水管布設替え等）に伴う変更が生じたため、次のとおり契約金額を変更し、変更契約を締結したので議決を求めらるるものであります。</p> <p>契約金額 「79,800,000円」を 「86,362,500円」に変更</p>
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	<p>人権擁護委員市毛久美子氏の任期満了に伴い、同人の推薦について人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>住 所 東海村大字竹瓦1275番地 氏 名 市毛 久美子 生年月日 昭和35年12月26日</p>

平成25年3月28日
東 海 村

【甲状腺超音波検診の状況】

東海村では、平成24年11月5日から甲状腺超音波検診事業を開始し、未就学児から検診を順次行っておりますが、今回は平成25年1月31日までの検診結果を公表します。公表に当たっては、専門家で構成された東海村甲状腺超音波検診事業検討委員会にて以下のような意見とともに注意点が指摘されましたが、本村としては、受診者やそのご家族、村民の皆さまのご心配に配慮し公表することにしました。

【検討委員会にて指摘されたこと】

- ① 検査実施者数が少ないこと
- ② 検査実施者の年齢構成が、未就学児の一部のみで偏りすぎていること
- ③ 医学的には、この結果が、現時点で
 - *受診対象者の全体を反映していないこと
 - *他県や厚労省の結果との比較対象にならないこと
 - *放射能などの危険因子の特定は出来ないこと(不明である)
- ④ 結果報告は、時期早尚であること
- ⑤ 「数字がひとり歩き」しないよう留意すべきであること

この検査は「スクリーニング検査」ですので、通常健康診断と同様に一定程度の割合で「要精密検査」となる方がいらっしゃいます。精密検査の結果「異常なし」となることもあります。念のため、要精密検査となった方には検査を受けていただくことをお勧めしています。

なお、検査結果で、要精密検査となった方には、村の保健師が各家庭を訪問し、専門医療機関のご紹介や精神的なケアを含めて対応させていただきます。

平成24年11月～平成25年1月 結果							
生年月日 区分	参考年齢	人 数			結 果		
		対象者数	希望者数	実施数	異常なし	経過観察	要精密検査
平成22年4月2日～平成23年4月1日	2 歳	430	335	53	48	5	0
平成21年4月2日～平成22年4月1日	3 歳	428	329	44	40	4	0
平成20年4月2日～平成21年4月1日	4 歳	427	323	60	50	10	0
平成19年4月2日～平成20年4月1日	5 歳	408	313	235	161	72	2
平成18年4月2日～平成19年4月1日	6 歳	421	313	18	11	7	0
平成17年4月2日～平成18年4月1日	7 歳	404	—	—	—	—	—
平成16年4月2日～平成17年4月1日	8 歳	412	—	—	—	—	—
平成15年4月2日～平成16年4月1日	9 歳	418	—	—	—	—	—
平成14年4月2日～平成15年4月1日	10 歳	445	—	—	—	—	—
平成13年4月2日～平成14年4月1日	11 歳	456	—	—	—	—	—
平成12年4月2日～平成13年4月1日	12 歳	437	—	—	—	—	—
平成11年4月2日～平成12年4月1日	13 歳	443	—	—	—	—	—
平成10年4月2日～平成11年4月1日	14 歳	416	—	—	—	—	—
平成9年4月2日～平成10年4月1日	15 歳	387	—	—	—	—	—
合 計		5,932	1,613	410	310	98	2